

平成27年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年3月6日（金）

議事日程（第2号）

平成27年3月6日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	4番	赤堀平二郎	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

欠席議員

7番 鈴木二郎 議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
中原 一博	教育長	植木 宏	総務部長
加瀬 智明	政策企画部長	荻津 一成	市民生活部長
西野 千里	保健福祉部長	滑川 裕	農政部長
檜村 浩治	商工観光部長	生田目 好美	建設部長
斎藤 広美	会計管理者	井坂 光利	上下水道部長
福地 壽之	消防長	山崎 修一	教育次長
宇野 智明	秘書課長	笹川 雅之	総務課長
大和田 隆	監査委員		

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長 榎 一 行 事 務 局 次 長
金 子 充 議 事 係 長

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

　　ただいま出席議員は19名であります。

　　便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。7番鈴木二郎議員、以上1名であります。

　　定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告書が、平成27年3月4日付でお手元に配布してあります写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

　　以上で、諸般の報告を終わります。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第1，一般質問を行います。

　　通告順に発言を許します。3番藤田謙二議員の発言を許します。藤田謙二議員。

〔3番 藤田謙二議員 登壇〕

○3番（藤田謙二議員） 3番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

　　現在国では地方創生をスローガンに、地方の活性化と人口減少対策のための総合戦略を策定し、先月国会で成立した2014年度補正予算では、地域起業支援や移住促進などの地方再生関連を中心とした交付金が創設されるなど、人口減少対策の総合戦略が先行実施されています。

　　一昨日の市長による施政方針でも、本市においても国の示す人口動向や産業実態を踏まえた2015年度から2019年度の5カ年の政策目標及び施策を、常陸太田市版の総合戦略として策定すべくプロジェクトチームを設置し、市民の皆さんからの意見やアイデアも募りながら、その実現を目指し、取り組んでいくとの旨、発言されました。ぜひ地方が抱える課題にさまざまなアイデアで、自主的かつ主体的に対処していく自治体を積極的に支援していくとの地方創生の精神にのっとり、行政と市民が一丸となって知恵を出し合い、推進していく機運を醸成していきたい

と考えています。

そのような中、今後は国の総合戦略の基本姿勢にも掲げられている政策目標を設定し、厳格な効果検証を実施する、縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開するといったことが地方においても重要になってくるものと感じています。そこで今回は、国の総合戦略の施策の1つに取り上げられ、本市の重点戦略にも掲げられている定住促進関連と市街地の活性化についての2項目、14件の質問を行います。

まず1つ目は、移住・定住促進についてであります。少子化並びに人口減少の対策として、近年、移住・定住促進事業を推進する地域が増えています。移住・交流推進機構（JOIN）の調査によると、移住交流者数について都道府県別では63.3%が、市町村別でも36%が増加傾向にあるということで、逆に減少傾向であるという都道府県は3.3%、市町村は7.7%と1割未満といった結果が報告されています。

本市においても少子化・人口減少対策課を中心に、若者定住促進を重点施策に据え、子育て支援とあわせて、さまざまな事業が展開されています。特に、新婚家庭家賃助成については、若者や結婚適齢期を迎えた子を持つ親世代の間でも話題になっており、近隣自治体にまで広く認知され、かなりの効果が出ているように感じられます。減少傾向であった子どもの出生数もV字に転換したことからも、市の掲げる「ストップ少子化・若者定住」戦略の効果のあらわれであると評価しております。

しかし、一方で急激な回復を求めることは困難であり、PDCAサイクルの手法のもと、事業の評価、改善を繰り返していきながら、継続して実行していくことが大切であるということはいうまでもありません。

そこで今回は、現在取り組んでいるさまざまな事業のうち、（1）移住・定住促進にかかわる各種支援制度のこれまでの実績や成果、及び今後の方針についてお伺いします。

①として、前述した市内の民間賃貸住宅を契約し、入居した新婚世帯に対し、月額2万円を最大36か月間助成する新婚家庭への家賃助成についてお伺いします。

②として、市内に新築または中古住宅を取得した子育て世代または子育て世代との同居者に対し、新築であれば20万円、中古であれば15万円または10万円を助成する住宅取得促進助成金についてお伺いします。

③として、市内で子育て世代と親族が同居するために行った増改築で、その費用が100万円以上であれば20万円、100万円未満であれば10万円を助成する子育て世帯等住宅増改築助成金についてお伺いします。

④として、市内に民間住宅を建築する事業者に対し、当該住宅にかかる固定資産税を、新婚家庭や子育て世帯の入居率に応じてその一部を助成する民間賃貸住宅の建築支援についてお伺いします。

次に、（2）市営住宅の現況についてお伺いします。

平成24年9月の条例改正により、これまでは市内に住所または勤務先がある方が対象となっていたものを、子育て世代または新婚世帯及び市内の旧町村地区に位置する市営住宅の入居であ

れば、市外の方の申し込みも可能となるなど入居資格条件が緩和され、移住者の受け皿としての対応も兼ね備えた市営住宅であります。①として、全体及び地区別の入居状況についてお伺いします。

②として、条例改正以降の成果についてお伺いします。また、長寿命化計画等により、既存の住宅に関しては健全な維持管理に努められているものと思いますが、将来的にコンパクトシティなどの構想も考えていく中で、市営住宅等の新設も含め、③として、今後の運営方針についてお伺いします。

次に、(3) 空き家活用支援事業についてお伺いします。

市内に定住し、就農後5年以内に認定農業者を目指すなどの条件を満たす方が市内の空き家に住む場合、改修費用の2分の1、上限を50万円とする助成をするといった内容の支援事業であります。①として、これまでの活用状況及び今後の方針についてお伺いします。

次に、(4) 常陸太田市の定住促進に係る不動産物件の情報提供に関する協定についてお伺いします。

先月13日、市と公益法人茨城県宅地建物取引業協会との間で、同協会の会員が取り扱っている市内の不動産物件情報を有効活用できるよう、常陸太田市の定住促進に係る不動産物件の情報提供に関する協定が締結されたということで、この協定に基づき、同協会と連携して定住促進に向けた取り組みを強化していくとの発表がなされました。そこで、①として、今後の具体的な取り組み内容についてお伺いします。

次に、(5) 空き家バンクの新設についてお伺いします。

前述の(3)の農政課が窓口として行っている空き家活用支援事業の条件をぜひ緩和し、市営住宅同様に発展させ、(4)の宅地建物取引業協会との連携のもと、他の先進自治体で実施している空き家バンクを立ち上げ、さらなる住宅促進を推進していったらと思っております。①として、導入についての考えをお伺いします。

2つ目は、市街地の活性化についてであります。

これまで18回の市議会定例会の一般質問の中で、5回にわたって取り上げてきた市街地の活性化についてですが、先月の全員協議会において東二町に支店を構える常陽銀行が金井町へ移転する計画が報告されました。長きにわたって鯨ヶ丘の中心地で常陸太田金融界の牽引役として、さらには鯨ヶ丘の商業発展にも大きな功績を果たしてきた常陽銀行の移転計画に、地元商店街でも衝撃が走りました。

また一つ街の明かりが、それも大きな影響を占めていた明かりが移ってしまうということには、時代の流れであるので仕方がないという思いと同時に寂しさを感じますが、現実をしっかりと受けとめ、今回のピンチを今後の市街地整備を考える絶好のチャンスと捉えて、改めて中心市街地活性化基本計画の事業評価や検証も含め、さらなる活性化に向け、行政と地域住民が合意形成を図って、歴史的建造物や景観などの資源、空き店舗や空き家対策、過疎化、高齢化の進行による限界集落対策としてのコンパクトシティやスモールタウン構想など、議論を深めていく必要があると考えています。

そこで、第5次総合計画後期基本計画にも掲げられている(1)良好な市街地整備について、①として、歴史的な魅力を高める環境づくりの取り組みについて、②として、活気とにぎわいを取り戻すための取り組みについて、これまで展開してきた取り組みについてどのように評価や検証をされているのかお伺いいたします。

最後に、(2)中心市街地活性化基本計画についてであります。

平成18年から10カ年計画として進められている中心市街地活性化基本計画ですが、ちょうど2年前の平成25年3月議会においても、策定後7年が経過する中、関係部課職員と市民が同じテーブルについて、計画書をもとに検証を行い、修正を加えるなど新たな行動に移る時期ではとの提案をさせていただきました。当時、担当部長からは、東日本大震災の影響等により、復旧復興を優先したことなどからも、事業の見直しや市民のまちづくりへの機運の醸成を再度図るためにも、市民参画による協議を進めていくとの旨、答弁いただきました。

いよいよ今年最終年度を迎えるわけですが、改めてその後、短期、中期、長期計画として取り組まれてきた各種事業について、①として、2年前に答弁いただいた以降の検証状況についてお伺いいたします。また、計画策定当初は、市民協働推進のもと、地域住民や商店会、商工会などが参画し、合意形成を図りながら各種事業の提案の上、策定された本計画ですが、②として、見直しや新たな市街地の整備計画策定など、今後の方針についてお伺いいたします。

以上14件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 移住・定住促進についてのご質問にお答えいたします。

最初に、各種支援制度のこれまでの実績や成果及び今後の方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、新婚家庭への家賃助成につきましては、月額1万円の助成額で制度を開始いたしました平成22年度は35件、平成23年度は32件の申請がございました。より制度を充実させ、利用促進を図るため月額2万円に増額いたしました平成24年度以降は、平成24年度が78件、平成25年度が103件、今年度も1月末現在で63件の申請を受け付けております。

助成額を月額2万円といたしました平成24年度以降は、窓口で申請者へアンケートをとっておりますが、このアンケートの結果によりますと、この制度があったので本市のアパートに居住しようとした方の割合は73%になってございます。

助成が終了しました方の、本市での定住状況についてでございます。助成が終了いたしました方、85件の方がおりますが、1月末まで調査をいたしました結果、住宅を取得するなど市内に定住した方は33件、割合でいいますと33.8%となっております。3年間の助成終了後も引き続きアパートに居住されている方などが42件、49.4%おりますが、これらの方がさらに今後本市に定住してもらえよう、取り組んでまいりたいと考えております。

住宅取得促進助成につきましては、平成25年度は123件、平成26年度は1月末現在で8

0件の申請がございます。こちら窓口で申請者へアンケートをとってございますが、その結果によりますと、24.7%の方が、この制度が本市に居住を決める後押しになったと回答しております。

当制度の利用者の年齢層でございますが、35歳から39歳の方が最も多く、住宅の取得地域として多い順に申しますと、佐竹地区、太田地区、機初地区となっております。対象者の転入前の住所といたしましては、多い順に日立市、東海村、ひたちなか市、那珂市、常陸大宮市、水戸市となっております。20代から30代の方の多くが当市から近隣の6市村に転出していくというデータとも一致しておりますことから、今後も引き続き転入の促進及び転出の抑制のため、制度の周知のPRを強化してまいります。

3世代が同居する場合の住宅増改築助成金につきましては、今年度から改修した制度ということもあり、平成27年1月末現在で1件のみの申請となっております。3世代の同居は家庭での子どもの見守り環境が整うことや、女性の復職支援にも有益でありますことから、引き続き制度の周知に向けたPRを強化してまいります。

民間賃貸住宅建築支援につきましては、同じく今年度から改修した制度でございます。平成25年度中に建築されました4棟のアパートの所有者に対して助成を行っております。建築場所といたしましては、内堀町、宮本町、馬場町で、入居世帯の半数が子育て世帯となっております。来年度は、平成26年中に新築された3棟のアパートについて、助成を予定いたしております。子育て世代の受け皿となる整備となる本事業の活用が図られるよう、また若い世代にとって魅力ある物件の充足を促すためにも、積極的に誘致を図ってまいります。

移住・定住に関する支援制度全体の今後の方針といたしまして、先ほど新婚家庭家賃助成や定住促進女性についてご説明しましたとおり、市外からの移住に一役買っていることから、現在の事業の評価・分析をしながら、より充実した制度を検討し、PRに努め、継続してまいります。

また、本市においては、近隣市町に先駆けて定住促進施策を実施しておりますが、地方創生の流れにおきまして、本市の特徴的な施策についても近隣自治体でも取り組むことにより、本市の優位性が目立たなくなることも予想されます。今後も引き続き経済面での助成を推進しながら、例えば若い世代の安定した雇用の場を創出することや、結婚、妊娠、出産、育児に至るまでの切れ目ない支援の確立など、現在不足している環境を補う事業を展開することにより、今以上に結婚、出産、子育ての希望がかなえられるまちを目指し、より有効な施策の展開を検討し、進めてまいります。

続きまして、空き家活用支援事業について、不動産物件の情報提供について、空き家バンクの新設についてのご質問に順次お答えいたします。

まず空き家の活用支援事業についてでございますが、新規就農者としての要件を満たす方を対象として、空き家の借り手及び貸し手の方の支援を行うため、平成21年度に制度化いたしました農政課の空き家活用支援事業がございます。助成要件として、大規模な改修を要しない程度のよい空き家の活用となっているため、ここ3年間で新規就農者は7名いるものの、当該制度の利用はございません。

次に、定住促進に係る不動産物件の情報提供に関する協定についてでございますが、これは公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会が取り扱っている本市内の不動産物件情報を活用し、ホームページに物件を買う、アパートなどの物件を借りる、店舗などの物件を借りる、市内の不動産会社の4項目のバナーを張り、本市に移住を希望している方が市内の不動産物件情報をインターネット上で閲覧・検索するようにしたものでございます。

続きまして、空き家バンクの新設について、導入についての考え方についてでございますが、国の地方創生においては地方への新しい人の流れを作るという基本項目が掲げられており、策定を進めております本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、本市への新しい人の流れを作ることも、基本的な目標といたしております。

そのため、地方創生における交付金等を活用し、空き家物件の把握に努めながら、市内の空き家の利活用と本市における移住者の受け皿として体制を整備していくとともに、茨城県宅地建物取引業協会とさらなる協定を予定しております。市の整備する空き家バンクの情報については、同協会のホームページ上でも広く情報発信を行い、空き家の所有者と利用希望者の契約については、同協会に加入いたします事業者により、スムーズな契約に結び付ける仕組みとするなど同協会と連携を図りながら、空き家バンク制度を推進してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 市営住宅の現況について、まず1つ目の全体及び地区別の入居状況についてお答えいたします。

まず、全体の入居状況でございますが、常陸太田市営住宅の全体の管理戸数が538戸に対しまして、入居戸数が525戸、入居率にいたしまして90.1%となっております。また、地区別の入居率でございますが、太田地区では管理戸数が466戸に対しまして、入居戸数が434戸、入居率にいたしまして93.1%でございます。また、金砂郷地区は管理戸数が10戸に対して、入居戸数が8戸、入居率が80%、水府地区が管理戸数51戸に対しまして、入居戸数が42戸、入居率が82.4%、里美地区におきましては、管理戸数が56戸に対して、入居戸数が41戸、入居率が73.2%となっております。

続きまして、2番目の条例改正以降の成果でございますが、平成24年9月の議会におきまして入居要件を緩和し、太田地区につきましては子育て世帯や新婚世帯、金砂郷地区、水府地区、里美地区におきましては子育て世帯、新婚世帯に加え、一般の世帯の方々も市外からの申し込みができるように条例改正を実施したところでございます。

成果といたしまして、市外から入居された世帯数と人数についてお答えいたします。

条例改正以降、現在までに5回の定期募集を実施しており、5回の定期募集におきまして83戸募集をしましたところ、66世帯177人が入居し、そのうち15世帯42人の方が市外から新たに入居しております。一定の成果を上げているものと考えております。

次に、3番目の質問であります、市営住宅の今後の運営方針についてお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者を対象に建設された住宅でございます。入居に当たり

ましては、平成24年9月に入居要件の1つであります住所地等の要件を緩和しておりますが、入居要件にはこのほかに所得要件もございまして、入居を希望された方であっても入居できない場合がございます。このような方につきましては、住宅を借りる方への支援、住宅を建築する方への支援、賃貸住宅を建設する方への支援が既に制度化されており、これらの活用によって住宅需要を支援し、移住・定住促進を図っていく考えであります。

現在のところ、市営住宅の住戸数につきましては、入居希望者数を満足していると考えられるため、現時点では新たな市営住宅の建設計画はございませんが、今後につきましては、長寿化計画等による現有施設の計画的な維持管理に努めるとともに、入居希望者の動向を見据えながら、新たな住宅を計画することを含めて検討するなど、適正な市営住宅の運営に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 ご質問の良好な市街地整備の評価・点検についてのうち、1つ目の歴史的な魅力を高める環境づくりの取り組みについてお答えいたします。

鯨ヶ丘地区の歴史的資産である土蔵等の歴史的建造物につきましては、平成19年度から継続してきた調査の成果に基づき、昨年10月に駿河屋宮田書店店舗兼主屋と土蔵、旧稲田家赤レンガ蔵の3棟の建物が国登録有形文化財になり、所有者に登録プレートを交付いたしましたところであります。登録文化財につきましては、所有者の承諾が得られ、文化庁による現地調査が終了した建物から、今後も引き続き登録文化財へ申請し、保護・保存に向けた取り組みを進めてまいります。そして、鯨ヶ丘地区の資源として所有者と協力しながら活用を図ってまいりたいと考えております。

また、耐震補強とあわせて、昭和11年の竣工時の姿に復元する工事が終了した梅津会館につきましては、昨年11月22日にリニューアルオープンしたところでございます。これまで「水戸藩セラミックロード展」を皮切りに、「梅津会館と梅津福次郎」、「奥七郡からの出発 常陸佐竹氏の軌跡」、「新収蔵資料展」、現在開催しております「桂びな展」と「スケッチで描く常陸太田のポストカード原画展」といった展示を行うとともに、2階会議室では講演会のほか、落語やコンサートといったイベントを各種団体やNPO法人との連携により開催してまいりました。

入館者数は冬季で来館者数が少ない時期ではありますが、これまで最も来館者が多かった平成22年度の同時期と比較しますと、約4倍増の5,000名を超える方々が来館しており、改修後という効果もありますが、予想以上に多くの方に来館していただいております。梅津会館につきましては、まだ再開もないため評価・点検するには尚早ではありますが、市民との協働による施設の特徴を生かした取り組みが歩み始めたものと捉えております。今後も鯨ヶ丘地区のランドマークとして建物の特徴を生かしながら、市民協働による展示やイベントを開催して、鯨ヶ丘地区に人を呼び込めるよう有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

〔榎村浩治商工観光部長 登壇〕

○榎村浩治商工観光部長 良好な市街地整備の評価・検証についての中の、活気とにぎわいを取

り戻すための取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

第5次総合計画後期基本計画は、前期5カ年の基本計画の成果等を踏まえ、引き続き本市の描く将来像、快適空間の実現を目指した施策展開を図るために、平成24年度から平成28年度までの5カ年を計画期間として策定しております。後期基本計画におきます良好な市街地整備での活気とにぎわいを取り戻す取り組みといたしましては、中心市街地とされる鯨ヶ丘地区、JR常陸太田駅周辺地区、国道349号線地区の約220ヘクタールにおいて、梅津会館の整備やJR常陸太田駅周辺道路の整備が進められ、魅力ある市街地づくりを進めるために新たな市街地整備等についても検討しているところでございます。

また、新たに整備されましたJR常陸太田駅舎や、駅前広場を活用した「汁ONEカップ」や「夏物語」、冬のイルミネーションなどのイベント開催、駅利用者等への情報発信拠点としての観光案内センターの設置、鯨ヶ丘地区での「太田まつり」などのイベント開催、地元商店街が現在開催しております「スロータウン鯨ヶ丘ひなまつり」などのイベント支援など、活気とにぎわいを生み出す交流人口拡大にも取り組んできております。

毎年、後期基本計画の実施に向けた計画につきましましては、翌年度から3カ年分策定し、実施、翌年度に事業の評価・検証をしておりますが、周辺整備やイベント開催によります活気とにぎわいづくりにとどまらず、その地域に人が住み、生きがいを共有しながら良好な市街地形成を図っていく、市民協働によりますまちづくりの機運の醸成が重要であると考えております。

続きまして、2点目の中心市街地活性化基本計画についての2点のご質問にお答えをいたします。

平成17年度に策定されました中心市街地活性化基本計画におきましては、市街地活性化に向けた事業に場所を指定して取り組んでいく拠点事業6事業、中心市街地地内である区域を区切って展開する区域事業の7事業、中心市街地全域にかかわる地域事業の8事業、中心市街地に限定せず常陸太田市全域にかかわる広域事業6事業など、計27の事業を掲げております。

事業の開始時期によって、直近事業、短期事業、中長期にわたる事業として、市民の皆様と協働主体による各事業を進めてまいりましたが、平成23年3月の東日本大震災の影響もあり、計画当時とは大きくまちの状況が変わってきておりますことから、復旧復興が進んでまいりました平成25年度に、関係する部課による事業の進捗状況等を確認してまいりました。

先月には、地元商店街と商工会、地元町会の皆様による寄り合いの準備会が開催され、行政からも本市関係4部課が参加いたしまして、現在の中心市街地活性化計画の進捗状況や、地元商店会や町内会の現状と課題について意見交換をさせていただきました。今後、未実施事業や現在継続しております事業については、基本計画の最終年度を迎えるに当たり、この寄り合いを含めた地域の皆様方のご意見をいただきながら、見直し、検証をしてまいります。

続きまして、本計画の見直しや新たな計画策定など、今後の方針についてのご質問についてでございますが、来年度最終年度を迎えるに当たり、先に述べましたように、鯨ヶ丘寄り合いの方々を含めた地域の皆様方と今後の計画のあり方について検討してまいります。本年2月1日現在の鯨ヶ丘地区の東町、西町の高齢化率は平均40%を超え、高齢化率が60%となっている町会

もでございます。鯨ヶ丘地区の高齢化が進み、居住人口の減少、廃業による空き店舗の増加、商機能の低下、空洞化が一段と進み、地域の存続も大変危惧されている状況からしますと、今後、鯨ヶ丘地区への居住人口拡大につながるまちづくりを進めることが重要と考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

〔3番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○3番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

大項目1（1）①の新婚家庭への家賃助成については、月額2万円の効果が大きいということが実績としてもあらわれていて、一定の成果につながっているものと評価しています。また一方で、3年間という期間限定の中で、助成終了した方のその後の動向が大変気になっておりましたが、住宅を取得するなど市内に定住した方が38.8%、引き続きアパートに居住されている方が49.4%ということで、延べ88.2%の方は市内にとどまっているということで安心いたしました。逆に、11.8%という一部の方は、残念ながら市外へ流出してしまったということになりますが、その方々の転居理由などは調査されているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 転居理由についても、調査を行ってございます。新婚家庭への家賃助成を終了した方のうち、11.8%の方が市外に転居した理由でございますけれども、対象者が10件という形になります。

市外で住宅を取得した方が2件、市外の実家に転居した方が2件おります。そのうち本籍地が市外にある方が3件、妻の実家が市外にある方が1件となっております。実家近くに転居している状況でございます。住宅を取得する際に、市内か市外か迷っていたところ、常陸太田市には住宅を取得して20万円という助成がございました。そのような部分で迷ってございましたけれども、勤務地などを考慮した結果、市外の実家近くに住宅を建てたという回答を受けております。

また、市外の公営住宅やアパートに入居した方6件につきましては、同様に勤務地の関係などから市外のアパートを選んだという回答を得ております。

今後でございますが、国道349号線の4車線化を初めとして、インフラ整備により市外への通勤時間の短縮が図られてまいりますので、今後も引き続き市内に定住していただくための施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） ありがとうございます。やはり市外に流出してしまう方の割合をより減少させていかないと、一定の期間のみ制度を上手に利用されていることにもなりかねませんので、今後の対策のためにもぜひ検証の上、対応をお願いしたいと思います。

次に、②住宅取得促進助成についても、申請者の24.7%が、この制度が本市に居住を決める後押しになったということで、一定の成果に結びついているものと理解をいたします。そこで、この助成金には、子育て世帯と同居するために住宅を取得する方も対象となっておりますが、こ

ここで定めている子育て世帯との同居者というのは、子育て世帯の親、いわゆる祖父母などの親族という捉え方でよろしいのでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 お答えをいたします。ご質問にありましたとおり、同居者とは子育て世帯の親、いわゆる祖父母という親族になります。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） それでは、子育て世帯、核家族と子育て世帯の同居者、一般的には3世代同居の申請数の割合について、もしわかればお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 割合でございますけれども、平成25年度からの助成対象者203件のうち、祖父母などと同居しております3世代同居世帯につきましては18件、割合でいいますと8.8%となっております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 次の③の3世代が同居する場合の住宅増改築にもかかわりますけれども、核家族と3世代同居世帯では、先ほどの答弁にもあったように家庭での子どもの見守り環境が整うとか、女性の復職支援にも有益であると同時に、今後ますます増大することが予測される高齢者世代への福祉費の抑制にも、同居家族によるさまざまな支援体制が整うことが考えられることから、大きな違いが出てくるものと感じています。そこで、住宅取得促進助成においても、今後子育て世代とその親である祖父母などの3世代同居世帯で、例えば助成金を同額ではなくて、若干差を付けてもよいのではと感じていますが、いかがでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 3世代同居への助成金に上乘せということになるかと思えます。3世代同居と同じように、例えば実家近くに家を持つ近居というのもあるかと思えます。近居につきましても、当然同居と同じような効果があると考えてございます。ご提案のありました3世代同居世帯への助成金の上乗せ等については、今後事業の効果検証などを分析しながら、また近居の効果等も見ながら検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 現在のさまざまな地域が抱える課題の要因の1つには、この核家族化というのも考えられると思えますので、改めて3世代同居の利点を見直していただき、推進を図る上でも検討していただきたいと思えます。

次、③については、今後申請数が増えることを願いつつ、制度周知の強化をお願いしたいと思います。

④の民間賃貸住宅建築支援については、現況を理解いたしました。その上で、現在市内アパートへの入居希望者の充足率というのは、どのような状況にあるのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 民間アパートの入居希望者の充足率についてでございますが、入居待

ちの状況や建築年数、家賃ごとの入居者の年齢層、計画されているアパートの建築予定など、市内の不動産会社を通じて情報の把握に努めてございます。そういう中で現在、常時アパートの空きを待っている方が発生している状況は非常に少ないという情報を得ております。

また、新しい物件が建ちますと、建築途中から既に入居が決まっているという状況も発生していることから、市内のアパートのニーズ、特に新婚世帯等にとって新しい、築浅または新築のアパートの物件は非常にニーズが高いという分析をいたしております。今後も引き続きニーズの把握に努めながら、アパートの建築促進を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 理解いたしました。

次に、（2）市営住宅の①それぞれの入居状況については、全体的には90%を超える入居率ということで、需要と供給のバランスも保たれているものと理解をいたしました。②の条例改正以降の成果についても、約23%ということですから、4人に1人の方が市外から入居されているということで、住所地等の要件緩和が一定の成果へとつながっているものと理解いたしました。

そこで、平成20年9月以降、5回の定期募集で66世帯が入居されたということですが、そのうちの子育て世帯及び新婚世帯はどれくらいだったのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 建設部長。

○生田目好美建設部長 入りました66世帯のうち、子育て世帯、新婚世帯につきましては46世帯ということで、66世帯に対します割合としては、約7割の方が子育て世帯、新婚世帯ということでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） こちらも子育て・新婚世帯が7割ということですから、市営住宅の若者の需要が多いと理解いたします。

続いて、3の今後の運営方針については、入居に際しては所得要件もかかわってくることは重々承知しておりますが、子育て世帯や新婚世帯枠といった入居要件も加わったことから考えますと、答弁いただいた中でも触れられていたように、少子化・人口減少対策課の各種支援制度に値するケースも想定できることなどから、部署間の連携を深めることはもちろんですが、できれば子育て世帯や新婚世帯が対象となるケースについては、窓口を一本化するなどの対応を今後検討していただければと思います。

（3）の空き家活用支援事業については、農政課が窓口として平成21年度の制度化以降、今のところ利用者はまだないということですが、同じ関連の4、5の答弁にもあったように、国の掲げる地方創生における、地方へ新しい人の流れを作るという基本目標実現のためにも、移住促進が重要となってきます。今後、茨城県宅地建物取引業協会とさらなる協定のもと、空き家バンク制度を推進していくとの前向きな答弁をいただきましたので、その一部として現在農政課が窓口として制度化されている新規就農者への空き家活用支援を組み入れる形で、就農者枠として残しつつ、空き家バンク制度と全体としてはやはり窓口を一本化して推進して欲しいと考え

ます。

先月、空き家バンク制度で実績を上げている長野県佐久市を視察してきました。移住・交流推進機構（JOIN）の発表では、2014年の1月時点で全国の空き家バンク成約件数で、佐久市が第1位を獲得しているということで、2008年4月に空き家バンク専用のホームページ「おいでなんし！佐久」を立ち上げて以降、現時点で協定を結んでいる宅地建物取引業取得の不動産業者の数は100社以上に及び、物件登録数も382件、利用者登録も793世帯、契約成立も297件で、その4割が売買、6割が賃貸とのことであります。

そのような実績の背景には、佐久市、長野県、JR東日本の三者連携による移住お試しツアーの実施や、東京都内での移住セミナーの開催、7日間ないし14日間、無料で体験宿泊可能な移住体験住宅の活用、住宅取得費等助成金として新築物件取得の場合、トータルで最高額150万円、中古物件購入の場合、トータルで最高額140万円の補助を実施するなど複合的なサポート体制で臨んでいました。

茨城県内の空き家バンクに関するホームページ設置状況を見ますと、利根町を初め、笠間市、潮来市、かすみがうら市、大子町、大洗町、美浦村などが既に取り組みを開始しているようです。ぜひそのような先進事例を参考にしながら、これまで実施してきた各種支援制度とあわせて、さらに支援住宅の要件緩和部分の措置部分、就農者向けの支援等々、移住・定住促進としての窓口総合の一本化として、よりわかりやすい情報の発信やPRを図っていただけますよう、検討をお願いしたいと思います。

次、大項目2、市街地の活性化についての（1）①歴史的な魅力を高める環境づくりの取り組みについては、東日本大震災により、国登録有形文化財に値する価値ある建物等も大きな影響を受け、今もなお復旧されていない箇所や取り壊されて更地となってしまった箇所など、大きなダメージを受けてしまったものと感じています。

一方で、梅津会館の竣工時の姿に復元するリニューアルは、専門家の指摘する歴史的建造物の新たな概念である、保存から活用へという考え方にまさに合致したもので、来場者数にもその成果があらわれているものと評価をしています。さらに、受付業務や管理等にNPO団体の子育て世代のお母さんなどの女性の参画は、ややもすると文化財とは縁遠いと思われがちな層とのかけ橋としても、これまでにない新たな取り組みとして文化庁を初め、文化財保護の関係者から高い関心が寄せられているものと伺っています。

そのような女性の力を生かしたソフト面での今後の展開にも期待しているところでありますけれども、梅津会館の運営に際しましては、昨年3月議会で市民参画による運営委員会を設置し、より有効的な利活用を図っていくとのことでありましたが、現在どのように進んでいるのか伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 郷土資料館梅津会館の運営委員会につきましては、現在設置要項を策定中でございます。運営委員会は「博物館法」の規定に基づき、学校教育あるいは社会教育、家庭教育の分野を初め、関係する分野の市民の方々から組織し、郷土資料館の適正で有効な運営が図られ

るよう、企画展示の内容や2階の会議室の活用方策などについて、広くご意見をいただくこととしております。できるだけ新年度の早い時期に発足できるよう努めてまいります。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） ぜひ発足が梅津会館の運営のみならず、梅津会館を核とした鯨ヶ丘エリアの歴史的資源の保存活用まで、発展的に協議できる組織化を期待しています。震災から間もなく4年が経過しようとしている中、市内に数多くある歴史的資源の保存・活用計画を初め、エリアごとの特徴を生かした「歴史まちづくり法」の活用も含めて、議論を深めていただきたいと思います。引き続き、調整をお願いしたいと思います。

次、②活気とにぎわいを取り戻すための取り組みについては、鯨ヶ丘地区とJR常陸太田駅周辺地区、国道349号線の沿線地区の3地区の整備がそれぞれ進められてきているわけですが、その中で国道349号線沿線地区開発については、新たに私立保育園が先月開園したものの、まちづくり3法や「農地法」の改正の影響で、農地の転用が困難となりなかなか開発が進んでいない状況が続いています。そのような中、今年度は当該地区の開発に向けた土地利用の検討、地権者の意向集約の調査が行われているものと思いますが、進捗状況についてお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 建設部長。

○生田目好美建設部長 ただいまございました国道349号バイパス沿道地区開発、仮称東部東地区の土地利用検討業務の進捗状況についてお答えいたします。

市の都市計画マスタープランにおきまして、将来的に地区計画等の制度を活用して、市街化を図る区域として位置づけられておりました349号バイパス西側の地区につきましては、議員ご指摘のように農地転用が困難であるため、開発が進展していない状況でございました。このようなことですが、しかしながら魅力あるまちづくりを進めるためには必要な開発であると考えておりますので、最適な手法を持って開発等が進められるように、土地利用の調査・検討業務を進めているところでございます。

昨年11月に地権者に対する説明会を開催いたしまして、当地区の現況や開発を行うための手法について、また地権者の意向に関するアンケート調査を行うなどの説明を行ったところでございます。12月にアンケート調査を実施しまして、その後、アンケート未提出者への再度の提出呼びかけを実施し、現在回答書の集約を行っているところでございます。途中経過ではございますけれども、状況としては開発をしたいという意向が多いところでございます。そういう状況でございますので、早急に茨城県、関係機関等との協議を進めるなど事業の進展に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） ありがとうございます。ハードルが高いと思いますけれども、ぜひ引き続き、調整をお願いしたいと思います。

（2）中心市街地活性化基本計画については、平成25年度に関係部課による事業の進捗状況の確認が、そして現在は、地元商店会や商工会、地元町会により構成されている鯨ヶ丘寄り合いのメンバーと、関係する4部課による意見交換が行われたということで、大きな一歩が踏み出さ

れたものと感じています。さらに今後、寄り合いメンバーを含む地域住民と基本計画の見直しや検証を行っていくということであり、今後の展開に期待しているところです。やはり地域のビジョンを検討する上では、関連する部課の横断的な連携と地域住民とのコンセンサスの形成が大切になってきます。これまでにない新たな見直しや検証の姿であると高く評価をしています。

十年一昔と言いますけれども、計画を策定した10年前と比べると地域環境も大きく変わってきており、同時に地域の抱える課題も変わりつつあります。答弁にもあったように、高齢化率の進行や少子化・人口減少、空き店舗や空き地の増加など課題は山積しています。しかし、逆に捉えれば解決すべき問題は明確なわけで、その解決策を行政と市民が互いに知恵を出し合い、役割分担を行いながら推進していくことが必要ではないでしょうか。

例えば、高齢化率が高いのであれば、高齢者に優しいコンパクトシティづくりであったり、子育て世代の居住を進めるのであれば、子育てサポートの拠点整備を同時に進めていくとか、廃業店舗に若者の起業家を呼び込むとか、さまざまなアイデアが考えられると思います。

そして、これからの時代は新の市民協働が求められます。国も地方も限られた財源の中で最大限の成果を生み出すためには、行政の力だけでは限界があり、いかに市民の力を生かして、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていけるかが重要であると思います。国の示す地方創生こそまさに大きなチャンスであります。このチャンスをしっかりとつかんで、成果へとつないでいける今後の行政運営に期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、4番赤堀平二郎議員の発言を許します。赤堀平二郎議員。

〔4番 赤堀平二郎議員 登壇〕

○4番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。通告に従いまして2点、一般質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、認知症の問題について、当然でございますけれども、当市も少子・高齢化の波が急速に進んでいるわけでございますけれども、今般周知のとおり、私自身も過去の一般質問の中で交通難民問題、買い物難民問題等の高齢化に伴うところの諸問題に関しまして、質問させていただきました。そういった中で今回私は、私自身もそうでございますけれども、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年、さらに高齢化は進むものと思われまます。こういった中で、当然のことながら今後、認知症と思われる高齢者の方が確実に増加してまいると考えております。

この認知症、類別いたしますと、一般的に言われておりますところのアルツハイマー型、幻視等の症状を伴うレビー小体型、そして前頭側頭型、いわゆるピック病と言われておりますけれども、意味性認知症のものと、脳血管型とされております。それぞれにあらわれる症状が違っておりまして、治療、投薬も全く違うものであると言われております。それぞれにおいて、症状が違えば、治療が違えばございまして、その対応を誤った場合、逆に症状を悪化させてしまうとのこととございます。医療診察機関においても、専門的な知識を求められているとのこととございます。

そこでお伺いいたします。当太田地区におきまして、認知症に関して専門的に扱う医療機関ま

たは相談窓口があるかお聞かせ願いたいと思います。そして、今後増加していくことが予想される認知症対策として、どのようにお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

2点目でございます。私も過去の一般質問の中でたびたび指摘、質問してまいりました通学路の安全確保の問題でございまして、執行部の皆さんも既にご存じのこととは思いますが、具体的に言いますと、下河合元大判屋さんから峰山中に至る市道通学路の問題であります。現在もこの市道は通学路として認定されているわけでもございまして、6名の生徒が通学しているということでございます。地区の皆さんからの要望も大変多く、幸久橋通行不能による通勤時、退勤時の交通渋滞の影響によって、進入車両も多く、通学時の危険性も高く、過去にも自転車通学の生徒さんが田んぼに転落するという事案も報告されております。

また、これは通学路というだけではなくて、近年農業機械が大型化しておりまして、その道路交換も困難でございまして、指摘されておきまして、改善が急がれていると考えております。過去にもこのことに私は一般質問の中で触れたわけでもございまして、再度今後の方向性、方針についてお聞かせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 認知症を専門に取り扱う医療機関、相談窓口についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在市内には認知症の専門医療相談、鑑別診断、それに基づく初期対応などを行う専門医療機関はございません。認知症に関する専門医療機関につきましては、認知症疾患医療センターといたしまして、県の指定を受けた医療機関が県内に7カ所ございまして、近隣では日立市の日立梅ヶ丘病院、那珂市の栗田病院がその指定を受けております。

認知症につきましては、早期発見、早期治療が基本であり、認知症の疑いがあるときには、できるだけ早い時期に医療機関を受診することが大切でございまして、直接認知症疾患医療センターへ相談することも可能となっておりますけれども、当市には身近な相談窓口といたしまして、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、市の健康づくり推進課、高齢福祉課などにおいて、相談等を受け付けておきまして、その中でまずはかかりつけ医への受診をご案内いたしております。

かかりつけ医の先生方は、患者さんご本人やご家族のふだんの状況をよく知っていることから、気軽に相談できる存在でございまして、またその多くが、県が実施いたします適切な認知症診断の知識や技術などを習得するための研修を受けていらっしやいまして、簡易検査や投薬、さらには必要に応じて認知症疾患医療センターへの紹介や、介護認定に必要な医師の意見書の作成なども行っております。こうした研修を終了した医師が市内に12名おきまして、まずはその先生方に相談することをお勧めしております。

続きまして、認知症対策の本市の現状と今後の対応についてお答えをいたします。

本市では、現在認知症に関する施策といたしまして、認知症への正しい知識の普及・啓発を目的といたしまして認知症サポーター養成講座、徘徊高齢者の早期発見システムを介護する家族が利

用する場合に、初期費用を助成いたします徘徊高齢者家族支援サービス事業、さらには認知症高齢者等の権利や財産を守る成年後見制度に関する手続支援などを行っております。

また、行方がわからなくなった高齢者等の家族から捜索の要請があった場合には、警察、消防と連携を図りながら、防災行政無線により市民の皆様にご情報提供のお願いを呼びかけることなどによりまして、早期発見に努めております。

今後の対策といたしましては、4月から改正されます介護保険制度において、認知症施策の一層の推進が求められておりまして、高齢者が認知症になっても住みなれた家族あるいは地域で安心して生活が継続できるよう、認知症の方やそのご家族などに対して在宅での生活サポートをする体制を構築することといたしております。

具体的には、認知症の方やそのご家族などへの初期支援を行う認知症初期集中支援チームを設置し、さらに地域の実情に応じた認知症施策の企画・調整等を行う認知症地域支援推進員を配置することとなります。当面は人材の確保などを中心に、体制整備に向けた準備を進め、平成30年度までには認知症の方への支援を開始したいと考えております。

人材の確保や体制整備についての考え方でございますけれども、認知症初期集中支援チームは認知症専門医や医療・介護系の職員など複数の専門職で編成することになりますが、専門医は臨床経験が5年以上必要であること、さらに医療・介護系職員については国が定める研修を修了し、試験に合格した者であることなどハードルの高い資格要件がございます。また、認知症地域支援推進員につきましても、認知症施策の企画を行うなど難しい役割が求められていることとなりますので、市の医師会や地域包括支援センター等と十分連携を図るとともに、協議を重ねながら、人材確保を中心にサービス開始に向けた準備作業を進めてまいりたいと存じます。

○深谷秀峰議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 通学路について、通学路の安全確保について、1番目の旧大判屋さんから峰山中学校までの通学路についてと、2番目の今後の方針についてのご質問にお答えをいたします。

この市道1033号線及び1043号線は、国道349号バイパスの東側を並行しておりまして、市道1051号線と県道下土木内常陸太田線を結ぶ道路で、下河合町から峰山中学校への最短ルートでございます。峰山中学校の通学路として指定されており、朝7時半から8時10分の間は通学生徒の安全を確保するため、農耕車以外の車両の通行制限が行われております。

しかしながら、通勤通学時には国道349号バイパスの迂回路として利用する車両の通行量も多く、特に渋江川以北の道路幅員が一部狭隘な箇所があることから、通学時における中学生の自転車と通過車両とのすれ違いに支障を来すところがございます。

このような状況にありますことから、これまでに教育委員会におきまして、峰山中学校に通う幸久地区の生徒のうち、下河合町の一部生徒を除く上河合町、栗原町、島町、藤田町の生徒は、国道349号の旧道を通学路として利用するなどの変更を行うこととあわせて、通学時間帯には当道路への車両の侵入防止のための立哨指導が行われてまいりました。

しかしながら、依然として通学時間帯における進入車両が後を絶たない状況であることを鑑みまして、今後はさらに地元警察や学校関係者と協力し、進入車両の防止に努めますとともに、渋江川以北の狭隘箇所におきましては、生徒の通学時の安全を確保するために必要な幅員の確保等について、耕作者のご意見を初め、地元関係者、中学校関係者を含めた関係機関のご意見を踏まえながら対応を検討してまいります。

○深谷秀峰議長 赤堀議員。

〔4番 赤堀平二郎議員 質問者席へ〕

○4番（赤堀平二郎議員） ご答弁ありがとうございました。

認知症の問題について、ちょっと再質問させていただきます。答弁書の中にありますところの地域包括支援センター並びに在宅介護支援センター、これは具体的にどのようなことをなさっているのか、場所的には市庁内にあるかどうか、その辺のところを、これを活用・利用していただくためにもちょっと教えていただきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域包括支援センターにつきましては、平成18年に改正施行されました「介護保険法」に基づいて設置されたものでございまして、高齢者の介護、福祉、保健、医療に関する総合相談窓口といたしまして、市の社会福祉協議会内に設置いたしてございます。社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員などの専門職員を配置いたしまして、介護予防支援や権利擁護の支援などを行っておりまして、本市では総合福祉会館と水府総合センターの2カ所に設置いたしてあります。

一方、在宅介護支援センターにつきましては、平成2年に「老人福祉法」に基づいて開設されたものでございまして、当時は保健、医療、福祉の連携という理念を具体的なものとして実現するために発足いたしましたものでございますが、介護保険制度施行後におきましては、高齢者の在宅介護に関する相談をお受けし、必要なサービスが受けられるよう情報提供や関係機関との連絡調整などを行ってございまして、地域の身近な相談窓口といたしまして地域包括支援センターの業務を補完する役割を担っており、相互に連携を図りながら運営いたしてございます。

市内に4カ所設置いたしてございまして、常陸太田地区は介護老人保健施設くじらヶ丘に、金砂郷地区につきましては特別養護老人ホーム松栄荘に、水府地区におかれましては特別養護老人ホーム誠信園に、里美地区につきましては特別養護老人ホームえみの里にそれぞれ委託をする形で運営をいたしてございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 赤堀議員。

○4番（赤堀平二郎議員） ありがとうございます。

そういう形で、常陸太田地区の各地区で対応するというところでございますので、よろしく願いたいと思います。

それともう一つ、認知症の問題に関しましてお聞きしたいと思うんですけども、現在なかなか難しいとは思いますが、当常陸太田地区において、認知症と思われる方の人数等は把握でき

ておるんでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 本市における認知症高齢者の人数等についてでございますけれども、国では全国の65歳以上の高齢者のうち、認知症の症状を持つ高齢者の割合を15%、さらにまたMCI、いわゆる正常と認知症の中間の状況にある高齢者を13%と推計をいたしてございますけれども、本市におきます実態でございますが、なかなか一般の高齢者の皆様を対象にいたしまして症状を正確に把握することが困難でございますので、要介護認定者の状況で申し上げますと、平成26年10月1日現在で要介護認定者が3,168名おりまして、その中で何らかの認知症状が認められる方は2,021名いらっしゃるという数字で把握いたしてございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 赤堀議員。

○4番（赤堀平二郎議員） ありがとうございます。

今後、プライバシーの問題もありますので、あなたはどうかという形はとれないとは思いますが、ぜひとも介護認定の中で注意深く、ご家族の方とも情報交換しながらやっていただきたいと考えております。

要望ですけれども、笠間市ではいわゆる他職同士の、太田でも恐らくやると思うんですけれども、地域包括ケアシステムネットワーク会議というものを立ち上げておるそうでございます。参加者は医師、歯科医師、薬剤師、医療機関相談員、訪問介護、訪問リハビリ介護支援専門員、介護サービス事業、介護施設事業サービスつき高齢者住宅事業所、社会福祉協議会、保健師、福祉関係などの担当職員が定期的に集まり会議を行いまして、事細かに地域ごとの対応をなさっていると考えております。

他市でやっていることですので、それを即太田においてどうのこうのというのはなかなか難しいとは思いますが、笠間で行われているところのやり方といいますか、状況を検討していただいて、いいところはぜひ取り入れていただいて、ぜひとも本市におきましてもきめ細かい認知症対策ができますようお願いしたいと思います。

それと、2問目の再三私も質問させていただきました、いわゆる大判屋さんからあそこの通学路の件でございます。それに関しましては、確かに交通規制は7時半から行われているんです。しかしながら、中学校もクラブ活動とかいろいろやっておりますので、朝練とかで交通規制から外れた時間に通学している生徒さんもいるわけです。ぜひその辺のところも勘案していただきまして、私の要望でございますけれども、少なくとも退避ゾーン2カ所、3カ所、自転車が安全な地点で走ってくる車両と交換ができますように。

これは通学路とは離れますけれども、そうしますと、農耕車も比較的楽に交換できる。軽トラックをとめてしまうと、何となく交換ができないところもあるそうでございますので、ぜひとも前向きに地域の皆さんの要望を取り入れていただいて、進めていただきたいなということを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○深谷秀峰議長 次、2番井坂孝行議員の発言を許します。井坂孝行議員。

○2番（井坂孝行議員） 2番井坂孝行です。議長のお許しが出ましたので、質問させていただきます。

人口減少、超高齢化社会という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かして、自立的で持続的な社会を創設することを目指すために、昨年11月に地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法が公布・施行されました。

まち・ひと・しごとの創生に向けては、人々が安心して生活を営み、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる社会環境を作り出すことによって、活力あふれた地域の創生を目指すことが急務の課題であり、そのため県と市町村において地域の特性を踏まえた総合戦略が策定され、地域の課題を解決するという基本的な視点のもと、まち・ひと・しごとの創生において、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出し、まちに活力を図ることを目指すものであります。

そういった中、本市においても、平成28年度を目標年度とする5カ年の常陸太田市第5次総合計画の後期基本計画が策定され、実現を目指し、各重点戦略が推進されることと思います。

1として、後期基本計画の重点戦略の1つである「ストップ少子化・若者定住」について質問いたします。

交流活動の充実を推進する上で、総務省事業の地域おこし協力隊の活用は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、都市部の人材を積極的に移し、定住・定着を図り、農村と都市住民とのニーズに応えながら、地域力の維持強化を図ることを目的としており、本市においても、平成23年度から取り組んでおりますが、協力隊について2点質問いたします。

1点目は、現在隊員の委嘱状況について、またその活動内容についてお伺いいたします。

2点目は、平成27年度において、市長の施政方針の中で、農林業関係で新規募集者を予定しているとのことですが、何人予定しているのかお伺いいたします。

2として、「老人福祉法」に規定する老人福祉計画と、「介護保険法」に規定する介護保険事業計画を一体的に策定する第6期常陸太田市高齢者福祉計画が策定されました。常陸太田市を築いてくれた高齢者や市民誰もが、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり、また団塊の世代が75歳になる10年後を想定し、基本理念として4つの重点目標を置き、第6期常陸太田市高齢者福祉計画がされたものと理解しております。

この計画の中の重点目標の中で、地域包括ケアシステムの構築を進める上で新たに、1つとして介護予防日常生活支援総合事業の基盤体制整備、2つとして生活支援サービスの基盤整備の推進、3つとして在宅医療介護連携の推進、4つとして認知症施策の推進の4つの施策を掲げておりますが、どのように推進していく考えなのかお伺いいたします。

3として、道路整備について質問いたします。

1点目は、本市の重点施策である「ストップ少子化・若者定住」を推進していく上でも、国道

340号バイパスの4車線化や国道293号東バイパスの早期完成は市民の生活に直結しており、快適な暮らしや通勤通学の利便性の向上と、近隣を初め県内外からの多くの観光客等呼び込めるなど、交流人口拡大、市の活性化が図れるものであります。そこで、現在未整備の幡町から増井町の区間の、今後の計画スケジュール及び用地買収の状況についてお伺いします。

2点目は、国道293号東バイパスに接続する市道0115号新宿・西宮線において、進徳幼稚園から西側の先については用地買収の課題があり、現在は事業が休止状況になっていることは承知しております。国道340号バイパスと西バイパスを結ぶ鯨ヶ丘トンネルの完成により、常陸太田駅前の渋滞緩和や利便が図られておりますが、市道115号新宿・西宮線の完成により、国道293号東バイパスと国道340号バイパス、市街地を東西に横断することとなり、宮本町5差路周辺の交通安全対策を進める上でも、早期完成を期待するものであります。そこで、事業再開に向けた用地買収の進捗状況についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。答弁よろしくお願いたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

当市の地域おこし協力隊につきましては、県内では最も早く平成23年度から導入いたしております。平成25年度からはアートを活用した地域活性化に取り組むアーティスト枠を設けて、現在は金砂郷地区に2名、水府地区に2名、里美地区に3名の合計で7名の協力隊が活動しております。

活動内容といたしましては、市の定めた基本方針であります、1つとして地域資源の発掘、2つとして市内外への情報発信、3つとして交流人口の拡大、4つといたしまして地域コミュニティの強化という4つの方針に基づき活動しておりますので、それぞれの主な取り組みについてご説明を申し上げます。

地域資源の発掘につきましては、例えば金砂郷地区におきまして、大里町において文化財集中曝涼で配布いたします文化財のパンフレットを、地域住民の方と協力隊と一緒に作成いたしてございます。また水府地区では、「竜神峡こいのぼりまつり」で使用された後に廃棄されるこいのぼりを再利用いたしまして、エコバックや手差しなど商品開発に向け、「SCOI」という名前を付けたプロジェクトでございますが、そのような再利用のプロジェクトを地域の方と進めております。里美地区におきましては、里美の昔話を表現した紙粘土の作品を製作しての展示や、絵本としてまとめる取り組みを進めるなど、各地域において地域資源を活用したさまざまな取り組みを行っております。

市内外への情報発信につきましては、月に1回、各地区ごとに全戸配布をいたしておりますニュースレターの配布やインターネット、広報紙、首都圏でのイベント等を通じて、協力隊自身の活動や市の魅力について、広く市内外に情報発信いたしております。特に、茨城新聞の元旦特集や移住・交流を紹介しております全国紙に掲載されるなど、各種メディアにおいて取り上げられる機会が増えております。

交流人口の拡大につきましては、毎年実施されております清泉女子大学のフィールドワークの受け入れ支援や、県内の大学と連携いたしまして、現地体験学習や地域資源の調査・研究等を里美地区で行う「域学連携事業」における教育プログラムの開発支援を行うことで、学生が里美地区を訪れる仕組みづくりに貢献いたしております。また、昨年開催いたしましたアートイベントでございますが、常陸太田芸術会議を通じまして、市外から来場者を呼び込むとともに、終了後にはイベント等で使用いたしました空き家において、地域住民の方が自らワークショップを行うなど、地域が主体となった新たな動きも生まれてきております。

地域コミュニティの強化でございますが、金砂郷地区におきまして、地域の若手を集めた地域のネットワーク形成に取り組みまして、地域住民が主体となって各種イベントの出店や「けんちん村まつり」を開催するなど活動が活発化してきております。アート関連で申しますと、幼稚園や保育園、公民館、町会などにおいてワークショップを開催いたしまして、アートを通じて子どもたちや地域住民との交流の場の創出につなげております。

さらに、本年度から総務省の地域力創造アドバイザーとして、全国で協力隊の研修などを行っております中島淳氏をアドバイザーとして招聘いたしまして、協力隊自身が地域で定住できるような経済活動を見据え、地域活動を通じて起業により定住できるような仕組みの構築について、各協力隊が常に念頭に置き、活動するようアドバイスをいたしているところでございます。

続きまして、今後の協力隊の新規募集についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年度は、全体で9名の協力隊の配置を計画いたしてございます。継続する協力隊6名を除く3名の募集をしていきたいと考えております。これら3名につきましては、ご質問の中にもありましたように、自らが地域の問題や魅力を掘り起こして活動する現在の協力隊のスタイルから、今後は、農林業などに取り組みながら定住に向けて活動していく、活動内容を明確にした協力隊の募集を行ってまいります。新しく募集する農林業分野での協力隊の活動により、本市の農林業の振興を推進しながら、従来の協力隊とあわせまして、地域活性化と定住促進につなげていければと考えてございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 「介護保険法」の改正による新たな4つの施策についてのご質問にお答えをいたします。

第6期の常陸太田市高齢者福祉計画につきましては、2月の全員協議会の中でその概要をご説明させていただきましたところですが、団塊の世代が75歳となる2025年を見据えまして、介護が必要となっても高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、さまざまな支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するために、これまでの施策に加えまして、新たに4つの施策を推進していくこととしてございます。

1つ目の介護予防日常生活支援総合事業の基盤・体制整備につきましては、要支援1、2の方の介護予防サービスの一部が、従来の給付事業から地域支援事業に移行することに伴いまして、これまでの介護サービス事業所による既存のサービスに加えまして、ボランティアやNPOなど

が地域の実情に応じた新たな生活支援サービスを提供できることとなりますので、そのための支援体制の整備を行うものでございます。

新たなサービスの創出や担い手となるボランティア等を確保するためには、一定の準備期間が必要となりますので、当面はこれらの支援体制の整備を進め、平成25年度までに事業が開始できるよう取り組んでまいります。なお、その間の要支援1、2の方の介護予防事業につきましては、現行の給付事業の中で実施してまいります。

2つ目の生活支援サービスの基盤整備の推進でございますが、1つ目の介護予防日常生活支援総合事業における多様な主体による生活支援体制の整備を推進するためのものございまして、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、サービスを提供するボランティア等のネットワーク化など行ってまいります。生活支援コーディネーターにつきましては、市民生活への理解があり、多様な理念を持ち、さらに地域のサービス提供者と連絡調整を図ることができる立場にある方ということが示されてございまして、国や県が実施する研修を修了した方で、望ましい方とされておりまして、平成30年度までに適切な人材が確保できるよう取り組んでまいります。

3つ目の在宅医療介護連携の推進につきましては、高齢者が疾病を抱えながらも住みなれた地域で自分らしく暮らすことができることを目指しまして、在宅での医療と介護の連携体制を構築するものでございますが、本市におきましては、平成25年度から県のモデル事業といたしまして、在宅医療介護連携推進拠点事業に取り組んでまいりました。医療、保健、福祉、介護の関係者で協議会を立ち上げまして、在宅医療と介護の連携を図る上での課題の抽出やその対策についての検討を行ってきてございます。

課題といたしましては、訪問看護や訪問診療を行う事業所が少ないことや、退院時における介護につなげるための支援体制が不十分であることなどが上げられておりますが、平成27年度には、その課題解決に向けた方策について考え方をまとめることになってございますので、それらに沿って体制づくりを推進してまいります。

4つ目の認知症施策の推進につきましては、赤堀議員のご質問への答弁で申し上げましたように、認知症の方やその家族などへの初期支援を行う認知症初期集中支援チームの設置や、地域の実情に応じた認知症施策の企画調整を行う認知症地域支援推進員の配置を平成30年度までに行なってまいります。当面はその体制整備に向けまして、認知症専門医や医療、介護系職員等の人材確保を、医師会や地域包括支援センター等と連携して進めてまいります。

○深谷秀峰議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 道路整備について、1点目の国道293号バイパスの計画スケジュール及び用地買収率の状況についてお答えいたします。

本路線におきましては、現在常陸太田市小目町地内の現道から増井町までの約9キロメートル区間について、県の常陸太田工事事務所により国道293号常陸太田東バイパスの整備が進められております。このうち、常陸太田市小目町地内の現道からはたそめ住宅団地までの約4.8キロ

メートルを優先区間として整備を進めており、これまでに約 2.2 キロメートル区間について部分的に供用が開始されております。残る 2.6 キロメートル区間については、今年の夏ごろの供用を目指し、現在整備が進められております。

ご質問の幡町から増井町までの約 4.2 キロメートル区間の整備につきましては、瑞龍町地内の国道 349 号バイパスから増井町までの約 2.1 キロメートル区間において、既に用地買収が進められており、これまでに約 4 割の用地を取得するなど事業が着実に進められており、今後埋蔵文化財の調査が終了次第、国道 349 号バイパス側の工事に着手したいとの考えであります。本バイパスは事業延長も長く、整備に時間を要することから、今後とも段階的に工事を進め、順次供用を図るなど効果的な事業推進を図りながら、早期の全線供用を目指していく方針と聞いておりますので、本市といたしましても、交流人口の拡大や地域経済の活性化に向け、今後さらに事業促進を図れるよう、関係機関に対し強く要望してまいります。

続きまして、市道 0115 号線新宿・西宮線の事業再開に向けた進捗状況についてお答えをいたします。

本路線は、はたそめ団地から市街地を東西に横断し、新宿町地内の市道 0107 号線に接続している延長 1,490 メートルの主要な幹線道路であります。はたそめ団地から太田進徳幼稚園までの延長 1,140 メートルが完成しておりますが、残りの 350 メートル区間は共有地の用地取得の見込みが立たない状況のため、現在は休止状態となっております。

この共有地は 5 名による共有地ですが、そのうちの 1 名において 86 名の法定相続人がいる状況となっておりますので、相続人代表者を定め、85 名の相続人に事業協力について説明し、承諾を得るための手続を進め、現在 79 名から承諾を得ております。残る 6 名の法定相続人には、承諾を得るよう用地取得交渉を進めておりますが、交渉中にお亡くなりになられた方や住所不明者などがおり、用地取得交渉が難航しております。

そこで、亡くなられた方については相続人がいないとの情報があるため、親族から証明書をもらう手続を進め、住所不明者につきましては、関係者から協力をいただき、情報収集を早急に行いまして、交渉が再開できるように努める考えでおります。

本路線は、市の活性化や交通渋滞の解消などに欠かせない重要な路線でありますので、交渉中の地権者には承諾が得られるよう、粘り強く用地交渉を行い、残る 350 メートル区間の整備が早期に再開できるよう、関係者の協力を得ながら用地取得に努め、街路事業の再開に向けて取り組んでまいります。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 先ほどのご答弁に誤りがありましたので、ご訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、介護予防日常生活支援総合事業の実施体制の整備の答弁の中で、開始年度を平成 25 年度と申してしまいましたけれども、29 年度の誤りでございます。お詫びをして訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○深谷秀峰議長 井坂議員。

〔2番 井坂孝行議員 質問者席へ〕

○2番（井坂孝行議員） 答弁ありがとうございました。

1点目の地域おこし協力隊の委嘱状況、また活動内容については理解いたしました。

2点目の平成27年度においては、活動を明確にし、農業や林業に取り組みながら、定住に向けた新規募集者を3人予定しているとのことですが、島根県的美郷町や長野県の小谷村ですか、ここではそういった農林業関係で10名から15名の隊員を委嘱して、農林業の振興、地域活性化を図っております。今後は当市においても多くの協力隊を委嘱し、先ほど藤田議員の質問にもありましたが、空き家バンクを利活用し、定住の促進を図り、産業の拡大、地域力の維持強化を推進していくことを要望しておきます。

第6期常陸太田市高齢者福祉計画の、地域包括ケアシステムの4つの施策の取り組みにつきましては理解いたしました。介護予防を推進していく上で、生活支援コーディネーターや認知症初期集中支援チームを平成30年度までに設置するとの答弁がありましたが、早期の基盤整備を要望しておきます。

なお、提案であります。高齢者が住みなれた地域で、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進していく上では、介護予防が重要であると思っております。要介護状態の3つの大きな原因は、1つとして脳卒中、2つとして認知症、3つとして骨折、転倒による廃用症候群に関する疾患、症状であると言われております。

そこで、筑波大学が進めるスクエアステップは身体機能の向上、認知機能の低下防止、社会参加活動の促進、そのことを推進するため、研究、事業の拡大を図っておりますので、ぜひ大学と連携し、当市においてもシルバーリハビリ体操を推進していることから、スクエアステップを健康づくり推進課やスポーツ振興課と横の連携を図り、介護予防を推進していくことを提案いたします。

国道293号東バイパスの今後の計画スケジュール及び用地買収の状況については、理解いたしました。瑞龍町や増井町には観光ブドウ園があり、観光交流の拡大を図る上でもバイパスの早期完成、あわせて生活道路の改修・改良の整備が図られなければならないと考えておりますので、改良のほうを要望しておきます。

市道0115号新宿・西宮線の事業再開に向けた用地買収の進捗状況につきましては、共有名義人が86人中、法定相続人の6人がまだ交渉中であるということですが、この事業につきましては10年以上も事業休止していることから、早期の事業再開に向けた努力をお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○深谷秀峰議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時01分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、1番諏訪一則議員の発言を許します。諏訪一則議員。

〔1番 諏訪一則議員 登壇〕

○1番（諏訪一則議員） 1番諏訪一則でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、質問いたします。

常陸太田市瑞竜霊園について質問いたします。

先日、市民より瑞竜霊園の利用の不便さについてお話がございました。ある年配の男性が、母親と思われる老婦人の車椅子を押して瑞竜霊園に墓参に来ましたが、墓石の並ぶ園路に階段があり、それ以上前へ進むことができず、あきらめて遠く離れた自分の家の墓地に向かい、手を合わせて帰っていったそうです。

その話を聞きましたので、私は自分の家の車椅子を持って瑞竜霊園に赴き、現場を見てまいりました。やはり園路の入り口には階段が存在し、車椅子での入場は不可能でした。人の乗っていない車椅子でさえ3段の階段を超えることは容易ではありません。まして人が乗っている車椅子ですので、到底不可能です。また、新たな問題も見つかりました。階段を上った墓石間の通路に碎石が敷かれ、とてもお年寄りや車椅子の方、車椅子を押す方には非常に通行に過酷な園路となっております。

お墓参りに来た人が我が家のお墓に近づけず、遠くよりのお墓参りしかかなわない園路では、市民の方々に申しわけがありません。階段をなくし、碎石の園路を舗装しなければならないのではないのでしょうか。このほど完成した瑞竜霊園新区画は園路入口の階段がなく、フラットに改良され入りやすくなり、喜ばしいことと思います。園路にも改良が見られますが、舗装化されればなおよろしいかと思えます。

天下野第一墓園、天下野第二墓園、玉造霊園、里川霊園、徳田霊園、小妻霊園、小中霊園、大菅霊園、大中第一霊園、大中第二霊園、町屋霊園、大中寺入霊園、折橋霊園、松平第一墓園、松平第二墓園、松平第三墓園、瑞竜霊園、17カ所のつくりが全て同じ構造なのではないでしょうか。ぜひとも古い霊園は園路の入口の階段をなくし、碎石の園路を舗装するなど善処していただきたいと思えます。

2問目は、市民の生活道路である市道の危険箇所について、市ではどのように把握しているか伺いたい。市道の危険箇所の把握数、特に通学路について伺いたい。

3つ目は、市道の拡張整備について、各町内からの要望数、特に通学路、地区別要望数がどうなっているかを伺いたい。

4問目は、市道を整備する予算や要望箇所、整備する際の重点事項は何かを伺いたい。

最後には、市道新0111号線機初地区幡江川用水路水門より、県道61号線合流地点まで約270メートルの道路の拡張、道路の整備についてお聞きしたいと思います。

私の知っている市道、旧番号0108号線、新番号0111号線は、白羽地区に新しい橋がかかり、現在通勤の抜け道となっております。通行量が以前よりも格段に増えております。機初地区幡江川用水路水門付近は道幅が狭くなり、しかもカーブになります。ここまであった歩道がなくなってしまう。極端に狭くなっております。小学校の通学路でもあり、危険な道路であるこ

とは皆さんもご承知のことと思います。

現在、小学校の通学には、地元の2名のボランティアによって付き添いが行われております。事故の起きる前に子どもの安全の確保を鑑み、早急な道路拡張及び道路の整備を行うことが必要であるかと考えます。

以上についてご質問いたします。答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 瑞竜霊園の整備についてお答えいたします。

まず、質問事項の1つ目の通路入口階段のスロープ化、及び2つ目の墓石間園路の舗装化につきましては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

瑞竜霊園は昭和59年度から使用開始され、今年度整備の177区画を含めると、これまでに2,048区画が整備されております。霊園内の通路入口の階段につきましては、昭和59年から平成5年ころにかけて販売されたところを中心に、各区画の入り口部分が階段となっており、全部で54カ所あります。階層は2段または3段のところが多く、6段や8段の箇所もあり、お年寄りや足の不自由な方にとっては通行しづらい状況にあります。特に、車椅子の方にとってはご家族の付き添いがあっても通行できない状況にあります。また、墓石間園路につきましては、総延長約4,500メートルで、ほとんど碎石が敷かれた状態であり、そのため、足の不自由な方や車椅子の方にとっては通行が難しい状況にあります。

諏訪議員のご指摘のとおり、墓前におきまして手を合わすことができない霊園では、管理者として大変申しわけないと思います。霊園はお子様からお年寄りまで多くの方が墓参に訪れるところであり、訪れた方が安全に不自由なく、安心してお参りできる環境を作ることが大切であると認識しております。したがって、今後、早期に瑞竜霊園の全体の状況を把握するため、詳細な調査を実施し、その改善策について技術的な研究・検討をまいります。

次に、3つ目の市営霊園17カ所の状況と入口階段のスロープ化、墓石間園路の舗装化についてお答えいたします。

瑞竜霊園以外の市営霊園におきまして、園路の一部が階段になっているところは、松平第一霊園や大中第一霊園など9霊園において18カ所あります。また、碎石等未舗装の園路は小妻霊園や折橋霊園など9霊園に、延長で1,500メートルあります。このため、瑞竜霊園と同様に今後研究、検討をまいります。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 道路・歩道整備についてのご質問の中の、通学路の危険箇所の把握数及び通学歩道の地域別要望数についてお答えいたします。

初めに、通学路危険箇所の把握数についてでございますが、通学路危険箇所につきましては、毎年春に各小中学校が実施する、教職員、保護者合同の通学路の点検及びその結果報告に基づく教育委員会職員の現地確認により、危険箇所を把握しております。平成26年度の通学路の危険

箇所数は小学校47カ所、中学校22カ所で、全部で69カ所でした。

次に、地区別に申し上げますと、太田地区は小学校32カ所、中学校13カ所の計45カ所、金砂郷地区は小学校6カ所、中学校5カ所の計11カ所、水府地区は小学校が5カ所、中学校が2カ所の計7カ所、里美地区は小学校4カ所、中学校が2カ所の計6カ所となっております。

通学路危険箇所につきましては、常陸太田工事事務所、太田警察署、市PTA連絡協議会等で組織する常陸太田市通学路安全対策連絡協議会の中で、毎年8月ごろ合同点検や改善の検討を行い、専門的な見地からご意見をいただき、関係機関に改善要望を行い、緊急性のあるものや改善できるものから順次対策を実施しております。なお、平成26年度は、通学路危険箇所69カ所のうち、現在までに23カ所について対策を講じてきております。

またあわせて、地域子ども安全ボランティアの皆様のご協力をいただき、登下校時の立哨指導や見守り活動を行い、子どもたちの安全確保に努めているところであります。地域子ども安全ボランティアにつきましては、児童生徒の安全な通学を目指し、活動の一層の充実を図るため、来年度に向けてボランティアの方々の増員を今後進めてまいります。

○深谷秀峰議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 道路歩道の整備について、市道における各町内よりの拡張整備要望数についてお答えいたします。

市では、市道の拡張整備の要望につきましては、各町会よりの工事要望書として関係地権者の用地買収に係る同意書を添付した上で、町会長名により提出していただいております。平成27年2月末現在における過去10年の要望件数について整理をしますと、年度により若干のばらつきがございますが、10年間の合計で76件の道路改良の要望を受けております。年平均にしますと、約8件の要望を受けている状況でございます。

続きまして、市道における要望箇所を整備する際の重点事項についてお答えをいたします。

市では、町会からの要望箇所につきましては、道路整備の適正化及び計画的推進を図ることを目的に、常陸太田市道路整備審査会で審議をし、整備路線を選定しております。審議に当たりましては、関係地権者全員が土地の買収に同意していることを前提としまして、他集落や幹線道路とのアクセス性を向上する道路となっているかや、交通量等の利用状況、コスト縮減も含めた施工性等、地域性、緊急性、経済性、利便性等を総合的に勘案し、優先順位の高い箇所を選定し、計画的に道路整備を進めていくこととしております。

続きまして、市道新0111号線について、1点目の機初地区用水路水門より県道61号合流地点まで、約270メートルの道路拡張及び歩道の整備について、2点目の学童の通学路の確保についてお答えをいたします。

市道0111号線幡田渡幹線につきましては、里川を挟み、国道349号と並行して市の南北を結ぶ幹線道路であり、通勤通学、日常の生活道路として利用されている大変重要な路線であります。現在、機初地区幡江用水路水門より田渡公民館までの延長2,640メートルは、車道部2車線と歩道の整備が完了しておりますが、機初幡江用水路水門より県道日立笠間線までの延長2

70メートルにつきましては、道路が里川の堤防と幡江用水路に挟まれており、道路の幅員が狭いため、歩行者等が車両とすれ違う際は危険な状況となっております。

このような状況を解消するため、当区間の延長270メートルを含む幡町の市道0111号線から小沢町の市道4057号線までの延長約1,000メートルと、その途中から県道日立笠間線に接続する市道4041号線の延長約150メートルを合わせて、1,150メートルの区間につきましては、今年度常陸太田市道路整備審査会に諮問し、整備路線として承認を得たところでございます。

今後、河川管理者であります国土交通省茨城県里川堰土地改良区など関係機関との調整を進め、地権者の同意を得ながら、次年度以降、測量等に着手する予定としております。なお、市道0111号線は、車道が幅員7メートルで、片側に2メートルの歩道が付き、全幅で9メートルの計画となっております。交通量の増加に対応することとあわせて、児童生徒の安全な通学路として歩道の整備も行いますので、当路線の事業が円滑に推進できるよう、関係機関との協議、調整等を進め、事業の推進に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

〔1番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。

それでは、2回目の発言をさせていただきます。

高齢化社会に対する基本的なサービス、そして、安心・安全、住みよいまちづくりの一環として階段をなくし、スロープをなくし、碎石通路を舗装化する、これは非常に重要なことだと思います。どうぞよろしく願いいたします。市民の必要とするお墓参りが阻まれるようでは困りますので、何とぞ早急をお願いいたします。市民がより安心して利用できるように、高齢化社会の実情を踏まえ、霊園の構造計画を立てることが、基本的に適合性の高い事業と考えております。

2つ目は、この常陸太田市も人口減少をとめるべくいろいろな努力がなされていると思いますが、通学路の道路がまだまだ不十分なところがたくさんあるということです。この辺も踏まえてひとつよろしく願いいたしたいと思います。道路事情が大きく変貌し、交通量が増えている今、常陸太田市の将来を担う子どもたちの安全を考え、新0111号線の早急な道路拡張、歩道整備が行われるようお願いいたします。

以上をもちまして、私、諏訪一則の質問を終了させていただきます。

○深谷秀峰議長 次に、8番平山晶邦議員の発言を許します。平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 登壇〕

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

市民の皆様と話をしていると、「この班内に小学生が一人もいなくなっちゃったよ」とか、「子どもが那珂市に家を作っちゃったから、この家も私の代で終わりになっちゃう。市に畑や田んぼや土地を寄附できないかなと」か、「空き家が多くて防災上危ないから、市役所で整理して欲しいか」、「運転ができなくなったらどうしよう。ここに住んでいたら、買い物にも医者にも行

けないよ」などという、若いときは考えなかった、本市に住んでいることの漠然的な不安を口に
する方が多くいます。

市民との会話を思うと、地域振興などというレベルやパフォーマンスだけでは、これからの常
陸太田市が置かれている状況を好転することは難しいのではないかと考えてしまいます。石破地
方創生相も、「今回の地方創生に失敗すれば、日本が衰亡に向かう」と言っているとおり、大変
厳しい状況の中に、今、私たちがいることを自覚していかなければならないと思います。

5万人弱の市の行政運営が、一番難しいと言われていています。この10年で6万人から5万人に
なってしまった常陸太田市の行政にかかわる私たちは、本市の未来に責任を持った職務を行うこ
とを市民に約束していかなければならないと思います。以上のことを前段で申し上げ、質問に入
ります。

第1の質問は、今後の地域公共交通についてお伺いをいたします。

県内においても、常陸太田市は急速な少子化や高齢化や人口減少が進展する地域となっていま
す。私は、このような地域の中で地域社会の活力を少しでも維持するためには、今後、地域公共
交通の果たす役割は大きいものがあると考えています。国も、「地域公共交通の活性化及び再生
に関する法律」の一部の改正を行い、今回、本市がこの法律にのっとなって地域公共交通の再生を
推進することは、本市にとって大変重要なことであると思います。本市が27年度にその事業を
行い、今後の持続可能な公共交通のあり方を考え、実行することは、まことに時宜を得た施策の
推進であると考えます。

そこで、地域公共交通について伺います。

1つとして、現在の本市の公共交通の課題はどのように捉えているのかをお伺いいたします。

2つ目として、今回予算にも計上した地域公共交通網形成計画と今後のスケジュールを、予定
している範囲で結構でございますのでお伺いをいたします。

3つ目として、今回の国交省の地域公共交通の再定義は地方公共団体が先頭に立って、関係者
との合意のもとで、5年10年とかかるまちづくり等の地域戦略と一体で、持続可能な地域公共
交通ネットワークサービスを形成することとうたっておりますが、まちづくり等との地域戦略と
の一体化はどのように図っていくのかについてお伺いをいたします。

第1の質問の地域公共交通については以上でございます。

第2の質問は、少子化から考察する市内の高校進学状況についてお伺いをいたします。

常陸太田市は、人口減少対策、定住促進、少子化対策の中で、「住むんだったら常陸太田」の
合言葉の中、2年前からさまざまな施策を実施しております。今回、県内の他の市町村におい
ても、人口減少、少子化の中で、本市と同じような施策を27年度予算の中に取り入れてきました。
まるで、減少する人口を県内市町村が奪い合いをしているように感じられます。そのような県内
状況の中で、5万人の規模の市で県立高校が3校あるのは、常陸太田市においてほかにありませ
ん。

私は、市民から「若い高校生がまちを歩いているのを見ると、にぎやかさを感じる。常陸太田
市には大学生はいないんだから、高校生までいなくなったらどうなるの」という心配する言葉を

いただきました。そして、高校生は、本市の各種ボランティア活動や地域のコミュニティ活動に参加しています。このような本市の状況を考えると、市内に立地している高校は、中学生が入りたい、魅力ある高校でなければならないと思います。そのことは、少子化の中での本市の地域活力にとって大切なことではないでしょうか。

そこで、県立高校が3校もある恵まれた環境の中で、本市の高校進学状況はどのような状況になっているのかをお伺いいたします。

1つとして、市内の中学校を卒業後、市内の高校に残る進学者の割合はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2つ目として、中学校において、なぜその高校に進学したいのかなどの高校進学アンケートなどはとっているのかをお伺いいたします。

3つ目として、県の教育委員会などと市内の県立高校のあり方などについて、意見交換などはしているのかについてお伺いをいたします。

以上2項目について、1回目の質問といたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 地域公共交通についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在の本市における公共交通の課題についてのご質問にお答えをいたします。

本市の公共交通は、広域交通としての鉄道でありますJR水郡線や高速バスのほか、市内及び周辺自治体間を結ぶ路線バス31路線、市内を運行する市民バス11路線、医療機関への通院手段として金砂郷、水府、里美地区で運行されております患者輸送バス「みどり号」14路線、常陸太田、金砂郷、水府地区における乗り合いタクシー、さらには里美地区における過疎地輸送運送など、各種公共交通が併存している状況でございます。

市町村合併以前の形態のまま運行を継続しているものもあることから、運行ルートなどのサービスエリアの重複、地域間における運賃、運行日、運行本数の違いなどによるサービス水準の公平性の問題が生じております。また、近年の急速な少子・高齢化や人口の減少等によって利用者の減少が続いており、それに伴う公共交通への市の負担額は、平成21年度が約9,669万7,000円のところ、平成25年度が約1億2,175万6,000円と年々増加している状況でございます。

したがって、サービスエリアの重複、サービス水準の公平性、市の財政負担の増加といった問題を解決し、公共交通の将来にわたって継続的に維持していくための、総合的かつ効率的で持続可能な地域公共交通体系の再構築が課題となっているところでございます。

次に、地域公共交通網形成計画についてのご質問にお答えをいたします。

本市の公共交通施策の推進に当たりましては、先ほどの既存課題への対応と同時に、本市にとって望ましい公共交通に対する方向性を関係者等との合意のもと、構築していくことが重要となっております。そのために、平成26年5月21日に改正されました「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、計画策定に係る国庫補助事業の補助対象者となります法定協

議会を立ち上げまして、関係者との協議を実施し、本市の公共交通体系の基本となります地域公共交通網形成計画を策定することとしております。

スケジュールといたしましては、平成27年度中に形成計画を策定するとともに、形成計画に基づき、再編事業に着手するために必要な地域公共交通再編実施計画を策定することとしており、平成28年10月を目途に、再編実施計画に基づいて、重複するサービスエリアの統廃合、路線の決定、サービス水準の見直し、またJR常陸太田駅や平成28年7月に完成予定であります道の駅の乗り継ぎ拠点化といった、公共交通体系の再編事業に着手する予定としております。

なお、計画策定のためには、公共交通の現状と課題を整理するとともに、市民の公共交通の利用実態やニーズ等を詳細に把握することにより、持続的な公共交通を構築し、地域に定着させることが重要であることから、市民の行動変容状況や利用意識、利用条件等について詳細、具体的に調査をし、それらの結果を基本として各計画を策定していきたいと考えております。

次に、まちづくり等の地域戦略との一体化をどう図るのかというご質問についてお答えをいたします。

地域公共交通網形成計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、変更となりました基本方針に合致している必要があるとされております。その基本方針の1つといたしまして、まちづくり等の地域戦略との一体性の確保が必要であると示されております。来年度は、新たな市の総合計画の策定に着手するとともに、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく市の総合戦略の策定を進めていくこととなっておりますことから、その中で観光振興、健康福祉等の施策との整合性、連携を行いながら、まちづくり等の地域戦略との一体化を図っていきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 市内の高校進学状況に関するご質問にお答えいたします。

まず、市内の高校への進学者の割合でございますが、合併時の平成17年3月に市内の中学校を卒業した716名のうち、市内の太田一高、里美高校を含む太田二高、佐竹高校への進学者は352名で、進学者全体に占める割合は49%となっております。平成20年度は卒業した700名のうち、市内高校進学者は371名で53%、平成25年度は卒業した503名のうち、市内進学者は267名で53%であり、この9年間で生徒数は減少しているものの、この数年市内高校への進学者の割合は、大きな変化は見られない状況でございます。卒業生全体で見ますと、県立高校への進学者の割合に対し、日立市や水戸市の私立高校への進学者の割合が微増の傾向にあります。

次に、高校進学アンケートについてでございますが、市教育委員会としてアンケートは実施しておりませんが、志望校選択の理由といたしましては、進学先の高校の特色や進路実績、本人の学業成績や部活動でございます。また、地理的条件等を踏まえて決定している状況にあります。中学校においては、生徒一人ひとりに望ましい勤労観や職業観を育てることを目的としたキャリア教育や進路指導において、生徒が自分の夢や希望を実現させるために、日々の学習に主体的に

取り組めるようにするとともに、自分のよさや個性を知り、将来の生き方を見据えながら進路を選択することができるよう、個別の相談や面談等を通して指導しているところでございます。

市内の各高校には、市内の中学校の校長も評議員としてかかわるなど意見交換の場がございますので、そのような機会を利用して、中学校での取り組みの様子や生徒の要望、願い等を伝えていくことで、各高校が進めている特色ある学校づくりに反映させていただきたいと考えております。そのため、生徒の高校選択の理由について、さらに実態を捉えるよう今後とも努めてまいります。

いずれにいたしましても、進学先につきましては、本人や保護者の希望や願いが優先されるものでありますことから、強く市内の高校のみに進学を促すことは厳しい、難しい現況にございます。しかしながら、地元の活性化の原動力として、勉学やスポーツ、ボランティア活動等における高校生の活躍は欠かせないものでございます。各高校とも中学校を訪問し、中学3年生を対象とした学校説明会や高校見学会を開催するなどして、自校の特色や教育実践内容等を説明し、入学者確保に努めているところでございます。

次に、市内の県立高校のあり方についての県教育委員会との意見交換についてでございますが、本市では、市内の3つの高校とも普通科が主たる学科がございますことから、生徒のニーズに合った特色ある学科の設置等についても、これまでも県に対して機会あるごとに伝えてまいりました。市内の生徒が地元の高校を選べるよう、今後とも市内の高校の特色を出した魅力ある環境づくりについて、それぞれの高等学校及び県に強く要望してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） 2回目の質問を行います。

1問目の今後の公共交通についての、1つ目の現在の課題についてはよく理解をいたしました。2つ目の公共交通網計画については、1点お聞きしたいことがあるんですが、他の市にまたがる公共交通、例えば今現在は廃線となってしまいましたが、バス路線で常陸太田水戸間というものが走っておりました。今は走っておりません。あと一つは、大宮市と常陸太田を結ぶ線とか、他の市と関係ある公共交通というものも今回の計画の中で検討されるのかについて、1点お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 お答えをいたします。

周辺自治体とつながるバス路線ということでございますが、乗客がいないことから廃止・休止となった路線がございます。当然そのような路線も今回の協議会の中で復活するとかそういうことではなく、必要性について検討、協議をしていく予定でございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 理解をいたしました。

3つ目のまちづくり等の地域戦略との一体化は理解をいたしました。

1 問目の質問について、要望を申し上げておきたいと思います。人間は誰しも年をとります。私も 10 年後、運転できる状態なのかはわかりません。これからはますます核家族化が進み、家族環境も大きく変化していくと思っています。できるだけ自分のことは自分で行っていかなければいけない時代を迎えると思います。そのとき常陸太田市は、公共交通を使って、ある程度の生活ができるまちになってほしいと私は思っています。

また、合併してから 10 年が過ぎました。今まで行ってきた公共交通の事業をリセットして、行政サービスもコストがかかるわけですから、さまざまな視点から見直しをしていただいて、市民のニーズに対応した公共交通のあり方を示していただきたいと強く思っています。県北では、国交省のこの事業に手を挙げているのは、常陸太田市以外にはまだないと思いますので、県内一広い面積を持つ、非常に行政効率が難しい、高齢者などの交通弱者が大変多い市ですが、それゆえ他の市町村のモデルとなるような交通体制を期待しております。執行部の皆さんにはぜひとも頑張ってもらって、よりよい公共交通網の整備をしていただきたいと要望をいたします。よろしく願いをいたします。

第 2 の質問の市内の高校の進学状況については、1 つ目の高校進学者の割合について、約 50% が市外の高校に進学する状況になっていることは理解をいたしました。常陸太田市の出生数、この 6 年ぐらい前から 300 人を割っている状況だと思います。23 年は 225 人まで下がり、その後 25 年は 258 人でありました。258 人の 50% が市外の高校へ進学すると考えると、100 人強の人しか市内の高校に残らないという、大変厳しい現実が控えているのかなという感じを持ちました。

2 つ目の高校進学のアナウンスですが、生徒の高校選択の理由についての実態を捉えて、市内の高校の皆さんと共有化を図ることは、私は大切なことだと思っております。生徒の要望に合う高校ができれば、その高校に入りたいという思いもそれだけ強くなるのかなと思います。県立高校が 3 校もあるんだけど、今のところ生徒の要望に応えられていないから、市外に出てしまっているという可能性も否定できません。答弁にあったような内容をこれからも進めていただきたいと思います。強く思います。

3 つ目の県教育委員会との意見交換についてであります。市長とか教育長は、県の執行部の皆さんと意見交換をする機会が多いと思います。地域の活性化の問題は、高校の問題とも関係していることを会った折、強く訴えていただきたいと思っております。このままいけば、あと数年後には、市内の中学生が市内の高校に 100 人前後しか残らない状況の中で、県立高校のあり方をどのように考えるのかというのは、大変大切なことであると思っております。そのところを改めて、決意で結構でございますから、お聞かせいただきたいと思っております。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 今後さらに進学する生徒の減少は本当に避けられない状況にありますので、市の教育委員会、市内の中学校長、市内 3 つの高校の校長等で意見交換の場を設けるなどして、常陸太田市にふさわしいこれからの市内の高校のあり方について探って、意見を集約して県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ありがとうございます。

この問題についても、私のほうから若干要望をしておきたいと思います。県北地域では、日立一高が5年前に2クラスの中高一貫校を作りました。5年前、80人前後の入学者に対して、その当時、約1,600人の人々が説明会に来たという話を伺っております。その結果が来年出てまいります。今のところは、聞いたところによりますと、素晴らしい成果を出していると聞いております。県南地域では、同時期に土浦、並木高校が中高一貫を行い、やはり成果を上げているふうなお話を聞いております。

先ほど来、出ております、特色ある魅力ある高校を作ることは大切で、多くの高校生が集う地域にはやはり活力が生まれることも事実だと思います。県立高校は県の管理でありますので、これ以上は申し上げませんが、ぜひとも市長、教育長には、地域の実情の中で、県に対して頑張っていたきたいと強く要望をし、質問を終わりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、地方創生戦略についてでございます。常陸太田市まち・ひと・しごと地方総合戦略についてお伺いいたします。

2008年に始まった日本の人口減少は、2040年以降は加速度的に進み、このままでは2050年には6割以上の地域で人口が半減し、2割の地域で住民がいなくなると危惧されております。言うまでもなく、人口減少が社会に与える影響は大きく、消費市場や経済規模は縮小し、人手不足により産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってまいります。

一方、若者は地方から流出し、東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口集中度は諸外国に比べ圧倒的に高くなっております。このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定をいたしました。さらに、都道府県や市町村には、来年度までに地域の実情を踏まえた地域版総合戦略の策定が努力義務として課されております。

「まち・ひと・しごと創生法」の主な目的として、第1条に少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正すると記されております。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられております。

国の27年度地方創生関連の予算措置は、総合戦略等を踏まえた個別施策に7,225億円、ま

た地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする等の観点から、地方創生の取り組みに要する経費について、地方財政計画の歳出に1兆円を計上しております。これらの予算をどう生かしていくか、各自治体の手腕が示される年でございます。

まち・ひと・しごと等創生総合戦略の5カ年の基本目標は4項目であります。1つ目は地方に仕事を作り、安心して働けるようにする。2つ目は地方への新しい人の流れを作る。3点目は若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4点目が時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。この4項目は、先月の2月20日の全員協議会でも、少し言葉を変えて本市の重点戦略項目として発表されました。

本市が創生本部を設置して1カ月が経過しましたが、通常の業務とあわせ、新たな戦略策定には大変なご苦労があるかと思えます。今回の地方創生に係る本市の当面の取り組みの中で、現段階での確認項目を以下7点にわたりお伺いいたします。

1つ目は、本市の人口減少分析と長期ビジョンについてお伺いいたします。

国は人口減少対策の基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域の特性に即した課題の解決の3点を挙げ、地方創生で人口減少に歯止めをかければ、60年に人口1億人程度を確保できると展望しています。ただし、個人の自由な決定に基づく結婚や出産に数値目標を掲げることは適切ではありません。この点について、若者の希望が実現すれば、出生率は2013年の1.43から1.8程度まで向上するとの見通しを踏まえ、政策を総動員することを前面に打ち出しました。

今定例会で新市建設計画の変更についての議案が出ておりますが、そこには平成37年、2025年までの人口推移の指標見通しが示されております。そこで本市の人口の現状をどのように分析し、総合戦略で示されている2060年を視野に入れた中長期ビジョンをどのように描かれているのかお伺いをいたします。

2つ目は、戦略を立てるための人材確保についてをお伺いいたします。

本市の総合戦略の策定スケジュールによれば、9月までにおよその策定ができることになっております。しかし、全国では自治体によって厳しい財政状況から、職員の削減などにより計画作成のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は戦略づくりを支援するため、国家公務員や大学研究者などを派遣する地方創生人材支援制度を設けております。また、地域の実情をよく知るNPO法人や民間団体とも連携していくことも重要と考えております。本市において、戦略を立てるための人材確保について、どのようなお考えなのかご所見をお伺いいたします。

次に、周辺市町村との連携のあり方についてお伺いいたします。

内閣府地方創生推進室の資料である地方版総合戦略作成のための手引には、広域観光や都市農村交流などの個別の施策における複数市町村間の連携のほか、ゾーン域設定を行った取り組みなど、市町村連携に関する施策に積極的に取り組むことが期待されております。本市では、この連携についてどのようなお考えなのかご所見をお伺いいたします。

次に、地方移住の推進と現状と今後の対策についてでございます。

近年、田舎暮らしを希望する人は確実に増えているようです。移住希望者の相談業務を行うNPOふるさと回帰支援センターの来訪者は、2008年以降右肩上がりです。かつては相談者の7割が定年を見据えた50代以上でしたが、近年では40代以下の相談者が過半数を占めているようです。さらに、来訪する相談者の7割は希望地域が決まっておらず、自治体側のPR次第で人気が大きく左右される傾向があるといえます。このことは、地方において移住のニーズを自分たちの地域に取り込む広報戦略の強化が求められていると考えられます。本市における地方移住の推進状況と広報戦略を含めた今後の対策についてご所見をお伺いいたします。

次に、仕事づくりの現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

仕事づくりで最も即効性のあるのは、人をたくさん雇用する企業誘致ですが、現在の経済状況下で立地条件の悪い茨城県北では厳しい現実があります。当然この企業誘致の促進は進めながら、一方で地方を元気にするのであれば、外から何かを引っ張るという取り組みよりも、内発的に本市のお宝をビジネスにつなげていくといった取り組みのほうに力を注ぐべきであると考えております。

日本海・島根半島沖の小さな島である島根県海士町や岡山県の西粟倉村、三重県の多気町などは地域振興で高い評価を上げている地域であり、これらに共通するのは地域の資源を生かし、まさに地域の宝である持ちごまで勝負している点であります。この地方創生のかぎは、地方の自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかと言えます。

市長も施政方針の中で、地方を維持・活性化していくについては、自らの発想と創意工夫により課題の解決を図り、本市の特性を生かしたまちづくりを市民の皆様と進めていくと言われております。本市の今までの仕事づくりの現状と、今後の取り組む方向性をお聞かせください。

次に、小さな拠点についての考えと本市の対応についてお伺いいたします。

基本目標の4項目めに、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携することとあります。その1つの手法として、小さな拠点の形成ということが示されております。この内容はどのようなものなのかご教示をお願いいたします。また、本市としてどのような対応をしていくのか、あわせてお伺いをいたします。

最後に、地域経済分析システムについての具体的利用方法についてお伺いいたします。

まち・ひと・しごと創生地方版盤総合戦略の立案、実行、検証を支援するために、国は地域経済システムを開発し、その導入を各自治体に働きかけております。このシステムについてそこから得られる効果などを示していただき、本市としてどのように活用していく方向なのかお伺いをいたします。

続きまして、障害者支援についてお伺いいたします。

最初に、手話言語の条例制定についてでございます。今回の定例会で手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が出されております。文教民生委員会に所属しております私は、その内容を協議する前に手話に関して調べてみますと、多くの認識不足があったことを反省させられました。

1つは、手話は日本語を音声ではなく、手や指や表情に変えて表現していると思っております。

たが、手話は日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系を持っている言語であるということとあります。また、聾学校では今まで長い間手話は禁止されていて、聾児同士が手話で話すことも禁じられていたこと、現在でも手話の授業がなく、手話を使って全ての授業を行っているわけでもないこととあります。

全日本ろうあ連盟の久松事務局長は、「手話もコミュニケーションする立派な言語として誇りを持ちたい。隠すことではなく、堂々と社会の中で手話を表現する。手話が日常的な言語であることを理解し、広めていくことが重要だ」と訴えております。そこで、本市の聴覚障害者の状況をどのように把握されているのかお伺いをいたします。また、手話についての認識と、本市の聴覚障害者への対応はどのようになっているのかをお伺いいたします。

そして、手話言語に関する条例の制定についてお伺いいたします。

地方では国に先駆けて条例制定の動きが出始めております。鳥取県は2013年10月、手話を言語として位置づけ、普及を図る手話言語条例を独自に制定いたしました。北海道の新得町や石狩市、三重県松阪市でも同様の条例が成立しております。また、兵庫県の篠山市では来年度から条例が施行されます。

本市では、来年度から県の特別支援学校が開校しますが、これから市民の多くが障害者と触れ合う機会が多くなることと思われれます。「子育て上手常陸太田」とともに、「障害者に優しい常陸太田」となることを期待を込めてお伺いいたします。本市の手話言語に関する条例の制定について、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、ヘルプカードの普及促進についてでございます。

障害者が安心して歩けるまちづくり対策についてお伺いします。本市では、聴覚障害者以外にもいろいろな障害を持った方がおられます。そういった人たちに安心してまちを歩けるようにどのような配慮をしているのか、また、これからどのような対策をお考えなのかお伺いをいたします。

ヘルプカードの作成と普及についてでございます。

障害者が安心して外出できるため、ヘルプカードを作成し、普及を進めている自治体が増えております。ヘルプカードは、コミュニケーションに困難のある障害者が希望する支援内容や連絡先などをあらかじめカードに記入しておき、携帯するものです。緊急の際に周囲が支援しやすい環境を整えることが狙いで、特に聴覚障害者や知的障害など、一見して障害があるとわからない人のために有効であると言われております。

実施している自治体の利用者からは、「自分のことが伝えやすくなった」、「安心して外出して行動できる」といった声が寄せられていると聞いております。先の東日本大震災のとき、聴覚障害者に情報が伝わるのがおくれ、取り残されているという事態がありました。そういった災害時などには、周囲に支援を求めるためのヘルプカードは有効に働きます。ヘルプカードの作成と普及についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問に、順次お答えをいたします。

本市の人口現状分析と長期ビジョンについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご発言の中にもありましたように、国において地方創生関連2法が昨年可決、成立をし、長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定をされ、都道府県及び市町村に対しまして、地方版の人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度中に策定することを求めております。市においても、2月2日に市長を本部長とする常陸太田市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げまして、人口ビジョン及び総合戦略の策定に向けて動き出しております。

策定の初期の過程ではございますが、現状についてお答えをいたします。人口ビジョンの策定に当たっては、まず人口の現状分析を行い、総人口や年齢構成がどのように変化してきたか、その要因はどのようなものであったかなどを分析し、さらにさまざまな仮定のもとで、将来人口推計を行って比較することで、人口に関する今後の課題を把握し、今後予想される人口の変化が地域の将来にどのような影響を及ぼすかを分析、考察することとなっております。

本市の人口の現状分析といたしましては、国が根拠として使用している5年ごとの国勢調査の結果によりますと、平成12年に6万1,869人だったものが、平成17年の調査では5万9,802人となっており、この間に人口減少の局面に入ったと言えます。ここから減少がずっと続いている状況にありますが、エリアの面からこの10年の推移を見ますと、宅地開発や賃貸住宅の建設等により、内堀町や中城町、幡町、薬谷町などでは人口が増えているものの、全体といたしまして人口が減っている状況にあります。

年代別での平成17年と平成22年の国勢調査の結果の比較では、年少人口割合が13.3%から11.2%に、生産年齢人口が60.1%から59.1%に減少する一方で、老年人口割合が26.6%から29.7%に増加しております。

人口ビジョンにつきましては、策定の途中ではありますが、国の方針に基づき、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計を基礎として、総人口や年齢3区分別人口、出生数、転入・転出数等の分析に加え、地域経済分析システムを活用して、総合的に当市の人口ビジョンを策定していくこととなります。

次に、常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を立てるための人材確保、人材支援制度の利用についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、人口ビジョン及び総合戦略の策定に際し、創生本部に部会及びワーキングチームを設置して進めるほか、市民、産業界、金融機関、医師会など各分野からの有識者を構成員とする有識者会議を設置し、総合戦略等の策定等に対する意見、提案のほか、総合戦略に基づき実施した事業についての効果検証をしていただくこととしております。

人材支援制度につきましては、国が地方創生人材支援制度及び地方創生コンシェルジュ制度を設けております。地方創生人材支援制度につきましては、平成27年度から5年間、原則といたしまして人口5万人以下規模の自治体に、首長の補佐役として国家公務員や大学研究者などを派

遣する制度でございます。また、地方創生コンシェルジュ制度につきましては、地方版総合戦略の策定を含めた地方創生の取り組みを支援するための相談窓口制度でございます。

本市におきましては、人口規模から地方創生人材支援制度の活用には該当しないことから、各省庁の窓口としてさまざまな相談を受けることができる地方創生コンシェルジュ制度を活用し、総合戦略の策定、地方創生の取り組みを推進していこうと考えております。

次に、周辺市町村との連携のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

国においては、国の総合戦略の中で時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという基本目標を掲げ、各地方公共団体における地域間の連携を積極的に推進することとしております。本市におきましては、現在具体的な地域連携につきましてお答えできる段階にはございませんが、近隣自治体と連携した産業振興策の推進や国・県道等の交通アクセスの整備、広域的な観光振興等の自治体連携の可能性も探りながら、地方創生による広域連携のメリットを享受できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、地方移住の推進と現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、市の地方創生に係る基本方針の中で、本市への新しい人の流れを作るを基本的な枠組みの1つとしており、今後進めていくべき重点戦略の項目に、若者定住の促進及び移住対策を掲げております。現状といたしましては、移住希望者に対してグリーンふるさと振興機構の移住相談窓口や茨城県が所管をいたします「いばらきさとやま生活」、これらのホームページなどを活用し、市の魅力のPRや生活環境について紹介をしているところです。

今後の取り組みといたしましては、空き家バンクの創設に向けた取り組みを進めていくこととしており、移住希望者への便宜を図っていきたいと考えております。また、大分県豊後高田市などでは、新規就農や定住して起業する方を積極的に支援する仕組みを構築しており、それらを参考に農政部門、商工部門ともに連携し、新しい人材の誘致を検討してまいります。さらに、茨城県においても、平成27年度において地方創生の交付金を活用し、移住希望者によるお試し居住の実施や相談員を配置した都内への専門相談窓口の設置を予定していることから、こうした県の事業とも連携しながら、対策を講じていきたいと考えております。

次に、「小さな拠点」についての考え方と本市の対応についてのご質問にお答えをいたします。

「小さな拠点」とは、少子・高齢化や人口減少が進む中で、小学校区等の複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の生活サービスや地域活動を歩いていける範囲で集約するとともに、各集落をコミュニティバス等で結ぶことで、人々が交流する機会を広げ、集落地域の再生を目指す取り組みのことでございます。

国では、全国で5,000カ所程度を形成していく構想を打ち出しており、構想を進めていく地域に対して支援を進めることとしておりますが、現時点で具体的な地域や集落の指定、あるいは指定要件等について示されていない状況にあります。今後は総合戦略を策定していく中で、国の動向や支援制度、また現状関連施策との関係性等について情報収集をしていくとともに、小さな拠点づくりなど地域の特色が生かされた地域の活性化につながる施策について、部局横断的に連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、地域経済分析についての具体的な利用についてのご質問にお答えをいたします。

国におきましては、地域経済分析システム、いわゆるビッグデータを活用して地域経済の動き等を知ることができるシステムを、今後地方自治体が総合戦略の策定等、地域創生の取り組みを進める際の情報支援ツールとして開発中でございます。具体的な機能につきましては、産業マップ、観光マップ、人口マップ、自治体比較マップ等を整備することとしております。

例えば産業マップですと、産業別の市内以外の企業等との取引状況、収入支出状況等が示されますことから、詳細な産業戦略を策定する上で活用することができ、観光マップですと、携帯電話の位置情報を利用した人の移動状況、人の集積度合い等による観光戦略の策定に活用ができることとなります。

国は、来年度早々にシステムの提供を開始するとともに、活用支援を行う人材を各地域に配置し、各自治体がシステムを利用して総合戦略を策定する際の支援をすることとしており、市におきましても、いち早く利用が可能となるよう、2月13日、国に対して管理者登録を済ませている状況でございます。

今後の具体的な利用につきましては、地方創生の取り組みを推進していく上で、客観的、中立的なデータに基づく地域の現状と課題の把握、それに基づく地域課題の抽出が重要であることから、国の指導を受けながら、地域経済分析システムを積極的に活用し、有効かつ実効性の高い総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

〔榎村浩治商工観光部長 登壇〕

○榎村浩治商工観光部長 まち・ひと・しごと創生総合戦略についての中の、仕事づくりの現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

市では、平成18年度より企業誘致促進のために専門部署を設け、雇用の場の確保に向けて取り組んでおります。これまで市内工業団地や廃校跡地等へ企業を誘致し、市民雇用の場の創出を図っております。現在、宮の郷工業団地において、日立造船株式会社によります木質バイオマス発電所、同発電所に燃料を供給する宮の郷バイオマス有限責任事業組合のチップ製造工場が、本年7月稼働に向けて建設中でございます。今後、段階的に30名程度の雇用が既に計画されております。また、ハローワークと連携した市内事業所訪問による求人開拓や合同面接会、市内高校生を対象とした職場見学ツアーの実施などに取り組んでおり、引き続き取り組んでまいります。

今後、さらなる雇用の場の確保に向けまして、本議会に第2号議案と第11号議案を上程させていただいております。第2号議案の「常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例」では、企業立地を促進し、雇用創出が図れるよう、企業が立地した際にかかる固定資産税の課税免除の適用範囲を拡大しております。また、第11号議案の「常陸太田市企業立地等促進条例の一部改正」では、立地企業が再投資した、新たに雇用計画をした際に、市民の雇用促進につながるよう、雇用奨励金の適用範囲を拡大するものとしております。

一般の地方創生戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略における仕事の創生では、若い人たちが安心して働くことができるよう、雇用の質が求められております。また、高付加価値商品の開

発や新たな付加価値を生み出す核となる企業の育成，地域産業の活性化が求められておりますことから，市では新製品，新技術開発を支援し，経営基盤の強化を図るための支援，また自社製品の販路拡大や取引先との事業提携先の開拓，受注機会の確保に要する費用の一部支援，技能・技術力向上を図るための技能訓練にかかる費用の一部支援，企業合同による就職面接会の開催など中小企業等支援事業と，新たに本市で起業・創業する事業者への支援など，本市産業の活性化と仕事の創生，雇用の確保に向けた取り組みを推進してまいります予定でございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 手話言語の条例制定についてのご質問の中で，まず聴覚障害者の状況についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年3月1日現在における本市の聴覚機能障害者数は127人でございます。また，音声言語そしゃく機能障害者数が10名でございます。これらを障害程度の等級別の人数で申し上げますと，聴覚機能障害につきましては1級と5級の設定がございませんでして，2級が47人，3級が15人，4級が25人，6級が40人の計127人でございます。また，音声言語そしゃく機能障害につきましては，やはりこちらも3級と4級しか等級の設定がございませんでして，3級が8人，4級が2人の合計10人でございます。この中には，脳血管障害や咽頭除去等に起因する方なども含まれてございます。

続きまして，手話についての認識と本市の対応についてのご質問にお答えをいたします。

市の窓口では，聴覚，言語等の障害に限らず，障害者に対する十分な理解と配慮，ノーマライゼーションの理念に基づいた接遇などを心がけております。現時点では，手話を使える職員が窓口配置されておられませんので，まずはコミュニケーションの方法などを確認した上で，説明，内容などを詳細に書き出すといった筆談などの方法により意思疎通を図り，誤解が生じないよう対応しているところでございますが，今後の課題といたしましては，手話を使える職員の育成や配置といった体制づくりについても検討を進めていく必要があるものと思っております。

また，聴覚言語障害の方が講演会や学校等の行事などで，健常者の方々と一緒に参加する場合には，手話通訳者や要約筆記者を会場等に派遣いたしまして，利用者に対し通訳などを行う意思疎通支援事業を実施しております。こちらのサービスにつきましては，自己負担なしで利用できることとなっております。さらに，平成26年度より，手話奉仕員養成講座を開催いたしております。手話を通じたボランティア等の地域福祉活動に参加していただく方々を養成しており，現在，10名の方々が受講されております。

続きまして，手話言語に対する条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

今般，全国的に，国に対しまして手話言語法の法整備を求める動きが非常に活発になってきておきまして，今年2月1日現在で申し上げますと，47都道府県及び1,556市区町村の議会におきまして，手話言語法の制定の意見書が採択されております。県内の状況を申し上げますと，県をはじめ12の市町議会で既に採択されており，議員のご発言にもございましたように，当市におきましても，本年2月に常陸太田市聴覚障害者協会から市議会のほうへ請願書が提出されて

いると伺ってございます。

一方、手話言語に関する条例につきましては、こちらも議員のご発言にございましたように、平成25年10月に鳥取県において制定されたことに始まりまして、これまで10団体で制定されたと伺っておりますが、全国的にはまだまだ少なく、県内でも制定に至っている自治体はまだないような状況でございます。

そもそも手話言語条例の制定につきましては、法制定を前に進めるための1つのモデル的な取り組みとして始められたものであるといったお話なども伺ってございまして、今般、急激かつ全国的に法整備をめぐる動きが活発になっている状況の中で、本市における条例制定につきましては、そうした法整備をめぐる国の動き、あるいは近隣自治体等の動向なども注視しながら、その必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ヘルプカードの普及促進についてのご質問で、まず障害者が安心して歩けるまちづくり対策についてお答えをいたします。

本市では、障害のある方が安心して外出をし、町なかを歩くことができるためのソフト面の支援につきましては、ご本人やご家族の希望に沿った内容のサービスが提供できるよう、努めているところでございます。中でも、買い物や金融機関に出向くといった社会生活上必要な日常的な外出や、余暇活動など社会参加のための外出時に支援員が同行をして、移動の介護・介助、外出先での排せつ、食事等の介護・介助、代筆、代読、その他必要な身の回りのお世話といった支援、介助を行う移動支援事業が多く利用されております。

また、視覚障害者に対しましては、移動時や外出時に動向をして、ガイドヘルプあるいは危険回避に係る視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行うサービスも提供いたしてございます。

このような障害者への直接的な支援のほかに、重度の障害者が通院・通所する際の交通費の助成や、県の取り組みであります茨城障害者等用駐車場利用証の交付なども行っておりますが、障害者の皆様の外出の機会は今後もますます増えてまいると考えておりますので、さまざまな場面において必要とされる支援の提供に努め、安心して歩けるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ヘルプカードの作成と普及についてお答えをいたします。

ご質問のヘルプカードにつきましては、一見障害者とはわからない方が、周囲に支援や困っていることをわかりやすく伝えるための方法として、近年幾つかの自治体で交付されており、災害や緊急時はもとより日常生活においても、主に公共交通機関などで多く利用されていると伺っております。さらに、ヘルプカードがあることで、本人の安心感はもとよりご家族などの不安を和らげる効果が期待できますとともに、使用時に支援をしてくれる方々との交流や情報交換といったきっかけにもなるという認識を持ってございます。

普及状況でございますけれども、東京都におきましては、ヘルプカード作成のためのガイドラインを各自治体に配布するといった積極的な取り組みを進めることによりまして、多くの市区におきまして導入が図られているというふうに伺ってございまして、また千葉県などでも導入され

ているというようなことを承知してございますけれども、議員のご発言のように、全国的に少しずつ広がりを見せてはいるものの、まだまだ認知度が高いというような状況にはないというような認識を持ってございまして、県内においてもこのカードの導入に至っている自治体はまだないというふうに承知してございます。

ヘルプカードは、障害のある方ご自身が支援を求める意思を表示するものであることから、まずはカードの所持に対して、障害のある方々のご意思を尊重することを第一義的に考える必要がありますし、また個人情報の取り扱いにもかかわる問題でもございますので、カード導入の検討を進めるに当たっては、市に既に設置されております障害者自立支援協議会や障害福祉関係団体等から十分ご意見を伺いながら、慎重に検討を進めていく必要があるものと思っております。

また、このヘルプカードにつきましては、前段でもお答え申し上げましたように、鉄道等公共交通機関などで広域的に利用されている機会が多くなるものと思われまますので、県や近隣市町村、さらにはカード利用に係る関係機関等々と連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

地方創生戦略についてでございます。計画段階ということで、大まかな状況を伺わせていただきました。議員としても、積極的にこういったものにご意見をさせていただきながら進めていきたいなという思いで質問をさせていただきましたので、ご了承願いたいと思います。

戦略を立てるための人材確保についてでございますけれども、コンシェルジュ制度を使うということでもありますけれども、コンシェルジュ制度、具体的にもう少しわかっている時点でどういうふうな使いをするのかお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 コンシェルジュ制度についてのお答えをいたします。

当初は、「省庁を限定して市町村が希望する」というような国のほうでの募集の仕方で行ってまいりましたが、最近示されたものと、茨城県を担当する国の職員というような形で、国ですと全府庁にまたがった中で職員を指名されまして、その職員に直接各自治体から疑問等があれば支援をお伺いするというような形で、今現在、国でいいますと、全庁にまたがった職員名簿が提供されたという段階でございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

そうしますと、人材派遣というよりも、こちらから積極的に伺いを立てるといったような制度かなと思います。それが県のほうに出向するという形だと理解しますけれども、2月20日に全員協議会でいただきました資料によりますと、創生本部の下に部会というのを設けるということ

で、これはまだ具体的になっておりませんが、この部会、基本的な重点戦略項目を4つ掲げております。基本的に4つを部会として作って、その下にワーキングチームを置くのか、その辺の枠組みというのは現時点でどのようになっているのでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 基本的な目標ごとに部会を設けまして、その下に当然ワーキングチームを設けて、基本はワーキングチームで十分な論議をしていき、ワーキングチームから部会に持ち上げる、部会から本部にというような形を考えてございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

それでは、次に4点目の地方移住の推進と現状と今後の対策についてでございますけれども、ご答弁の中に、県として東京のほうに支援相談員を送るという内容がございました。私も例にとりましたふるさと回帰支援センター、ここは専門の相談員を県で派遣したりして、まだ4つか5つの県だと思っておりますけれども、各県のブースを作ったり、アピールが強いところはそちらのほうに移住したいなという人が引き込まれていくようなことらしいんですけれども、その相談員というのは、このふるさと回帰支援センターのほうでよろしいのでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 県の部分で、ふるさと回帰支援センターに配置されるという形で説明を受けております。当然市としても積極的に活用して、当市への移住を図っていければと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） そうしますと、やはり県として相談員を出すということですから、県と連携をとって、常陸太田の今やっている制度とかを積極的にどんどんアピールしていただきたいなど要望したいと思います。

続きまして、仕事づくりの現状と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

仕事づくりにつきましては、非常にたくさんの施策の答弁がございました。その中で絞り込みますと、私が申しました海士町とか多気町とか、そういった例を出しましたけれども、具体的にそれを研究させていただいたかお伺いしたいんですけれども。そして、その研究した成果として、どのような感想をお持ちになったのかお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

○樫村浩治商工観光部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいまのご発言の中で、参考事例ということでありました件については確認をさせていただきました。近年、経済社会の多様化、個性化、グローバル化の流れの中で、地域資源を生かした地場産業はそのまちの財産であると認識をしております。地域間競争を勝ち抜くための重要なツールの1つであるとも認識をしております。しかし、近年消費者ニーズの急激な変化とそれへの対応のおくれや、高賃金、生産・流通コスト高による競争力の低下、後継者難などによる存続危機がかつてなく高まってきているという状況も認識をしております。地場産業は地域に根差した

ものだけに、その崩壊は当該産業の空洞化にとどまらず、雇用の悪化や地域社会の崩壊にもつながりかねないと認識をしております。

このような中で、ただいま議員のご発言にありました参考事例、先進自治体のような地域固有の資源である地場産業が改めて注目をされております。循環型経済社会への関心の高まり、ものづくりに対する再評価、若者間の職人志向の高まりによる復活の兆しが見受けられてもおります。地場産業を地域全体の活性化戦略の大きな柱としまして、需要開拓、人材確保、育成などの課題に、農商工連携、官民一体となって取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。具体的に解説してほしいんですけども、ありがとうございました。

海士町がなぜ脚光を浴びたのかということ、海士町には資源は魚しかないということで、魚の輸送システムを画期的なものに変えてまちおこしを行ったということでもあります。西粟倉村に至っては、うちには山林しかないということで、その山林をどう生かすかを真剣に考えた結果、ああいったシステムができたということでもあります。

たまたま昨日、経済番組を見ていましたら、東北の震災で大被害を受けてなくなった江戸時代から続く老舗のしょうゆ店の話をしておりました。その方は「もう後がない」ということで、震災という逆境の中で、「今まででは考えられないチャレンジができた」ということをおっしゃっていました。まさに「後がない」。海士町にしても、「うちは島のまちであるから、後がないんだ。合併もできない」ということで、町長自ら給与も削減して、職員も「私たちもじゃあ、給与を削減しますよ」ということで、みんながそういった形で協力し合って、どうしたらいいのかということ、ほんとに後がない状況でそのアイデアを生み出していった。

常陸太田は森林もありますし、農産物も豊かだし、いろいろな資源がある。そういった中で、危機感がまだ本市にはないのかなという思いがあります。茨城県もそうですけれども、知名度が低いというのは、豊か過ぎてなかなか気づかない。そういった視点というのが非常に大切なのかなと、昨日番組を見てそういうふうにしたんですけども。そういった意味で、これしかないんだというものを1つに絞って、地場産業の育成をしていく取り組みをぜひとも続けてもらいたいなと思って要望いたしたいと思います。

続きまして、障害者支援についてお伺いいたします。

手話条例についてでありますけれども、その前に、聴覚障害者に関して耳マークというマークがあるんですけども、どういうものかちょっとお教え願えますか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えします。

耳マークにつきましては、承知した範囲でございますけれども、昭和50年ぐらいからの歴史があるということで、ある熱心に取り組まれた方の発案によりまして利用が開始され、平成18年にきちっとした統一のマークとして使われるようになったということで、こちらは基本的に全

日本難聴者・中途失聴者団体連合会という団体が定めたマークということで、そのマークについてそちらの団体の著作権があるということで承知をいたしてございます。

既に、金融機関あるいは病院、さらには公共機関、行政機関の窓口においてもこのマークを表示して、必要な援助を行う意思表示として活用されている。また、窓口等に掲出をして、情報提供手段を明示するといった方法で活用されているということで、承知をいたしてございます。こちらについては、各自治体でも活用事例があるということで承知をいたしてございまして、そちらの情報収集などをさらに積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

今、ご答弁ありましたように、群馬県の高崎市などでは耳の不自由な人への窓口の対応として、手話や筆談を希望する意思表示カードとして、窓口には耳カードを置いて、聴覚障害者の方に安心して対応ができるという、聴覚障害者の方が、その耳マークがあることによって社会進出を支えてもらっているんだなという気持ちになって、ほっとするというようなお話を聞いております。市の対応としても、ぜひとも耳マークの設置も考えていただきたいなと要望いたしたいと思っております。

続きまして、手話言語条例に関してでございますけれども、国の動きの状況または他市の状況等、まだまだ普及されていないということの答弁がございました。ただ、国だけじゃなくて地方が動かすという視点から見た場合に、本市が行いました空き家条例がございました。各地で空き家が大変だということで、空き家条例が各地でできまして国を動かした。

国が昨年11月に、空き家等に関する条例の特別措置法を作って、今まで各地域でやってきた諸問題をまとめた形で特措法を作りまして、今、半分施行されて、6月から本格的に施行されるということでありまして、地方が条例を作って国を動かした、非常にいい例だと思うんですね。

2点、大きな問題を抱えていて、所有者を特定するのに地方でどんな障害があったかというところ、納税台帳が見られなかった。同じ庁舎内でも個人情報のために納税情報が見られず、特定に至らないというのが非常にネックだということがあって、それをできるようにしましょうというのが特措法の中に盛り込まれています。

そして、空き家の状態になっているのは、家が建っていれば土地が6分の1軽減されるから。固定資産税が。だから、壊れそうでも建てておくんだという状況になっている。特措法の中では、こういったものが空き家だと認定されれば、その6分の1の軽減するものを外せるようなシステムにしましょうというのが法律に盛り込まれました。まさに地方が条例を作った中で、諸問題をクリアするために国が動いたという例でございます。ぜひとも手話言語条例も地方がしっかり動いて、これから本市でも県の支援学校ができ、どんどん障害者の方も増えてくるかと思っておりますので、そういった条例を作って、しっかりとした本市の対応を望みたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは9日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月9日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時50分散会